

第1回智頭町議会定例会会議録

令和2年3月6日開議

1. 議事日程

- 第 1. 会議録署名議員の指名
- 第 2. 会期の決定
- 第 3. 諸般の報告
- 第 4. 町長の施政方針並びに提案理由説明
- 第 5. 議案第 1号 令和2年度智頭町一般会計予算
- 第 6. 議案第 2号 令和2年度智頭町国民健康保険事業特別会計予算
- 第 7. 議案第 3号 令和2年度智頭町簡易水道事業特別会計予算
- 第 8. 議案第 4号 令和2年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 第 9. 議案第 5号 令和2年度智頭町公共用地先行取得事業特別会計予算
- 第10. 議案第 6号 令和2年度智頭町公共下水道事業特別会計予算
- 第11. 議案第 7号 令和2年度智頭町農業集落排水事業特別会計予算
- 第12. 議案第 8号 令和2年度智頭町介護保険事業特別会計予算
- 第13. 議案第 9号 令和2年度智頭町介護保険サービス事業特別会計予算
- 第14. 議案第10号 令和2年度智頭町後期高齢者医療特別会計予算
- 第15. 議案第11号 令和2年度智頭町水道事業会計予算
- 第16. 議案第12号 令和2年度智頭町病院事業会計予算
- 第17. 議案第23号 町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について
- 第18. 議案第24号 智頭町監査委員条例の一部改正について
- 第19. 議案第25号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 第20. 議案第26号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 第21. 議案第27号 智頭町ふるさと基金条例の一部改正について
- 第22. 議案第28号 智頭温水プールの管理に関する条例の一部改正について
- 第23. 議案第29号 国重要文化財石谷家住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第24. 議案第30号 智頭デイ・サービスセンターの設置及び管理に関する条

例の一部改正について

- 第 25. 議案第 31 号 智頭町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第 26. 議案第 32 号 智頭町下水道条例の一部改正について
- 第 27. 議案第 33 号 智頭町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第 28. 議案第 34 号 智頭町特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第 29. 議案第 35 号 企業職員等の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
- 第 30. 議案第 36 号 智頭町消防団条例の一部改正について
- 第 31. 議案第 37 号 智頭町教育委員会教育長の任命について
- 第 32. 議案第 38 号 公の施設における指定管理者の指定について（旧山形小学校）
- 第 33. 議案第 39 号 公の施設における指定管理者の指定について（旧那岐小学校）
- 第 34. 議案第 40 号 公の施設における指定管理者の指定について（旧山郷小学校）
- 第 35. 議案第 41 号 智頭町過疎地域自立促進計画の変更について
- 第 36. 議案第 42 号 鳥取市及び八頭郡智頭町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の変更について
- 第 37. 議案第 44 号 字の区域の変更について
- 第 38. 議案第 45 号 字の区域の変更について
- 第 39. 議案第 13 号 令和元年度智頭町一般会計補正予算（第 6 号）
- 第 40. 議案第 14 号 令和元年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 41. 議案第 15 号 令和元年度智頭町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 42. 議案第 16 号 令和元年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 43. 議案第 17 号 令和元年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算（第

- 4号)
- 第44. 議案第18号 令和元年度智頭町農業集落排水事業特別会計補正予算
(第3号)
- 第45. 議案第19号 令和元年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算 (第4
号)
- 第46. 議案第20号 令和元年度智頭町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第
1号)
- 第47. 議案第21号 令和元年度智頭町水道事業会計補正予算 (第3号)
- 第48. 議案第22号 令和元年度智頭町病院事業会計補正予算 (第3号)
- 第49. 議案第43号 工事請負契約の締結について
- 第50. 陳情について

1. 会議に付した事件

- 第 1. 会議録署名議員の指名
- 第 2. 会期の決定
- 第 3. 諸般の報告
- 第 4. 町長の施政方針並びに提案理由説明
- 第 5. 議案第 1号 令和2年度智頭町一般会計予算
- 第 6. 議案第 2号 令和2年度智頭町国民健康保険事業特別会計予算
- 第 7. 議案第 3号 令和2年度智頭町簡易水道事業特別会計予算
- 第 8. 議案第 4号 令和2年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 第 9. 議案第 5号 令和2年度智頭町公共用地先行取得事業特別会計予算
- 第10. 議案第 6号 令和2年度智頭町公共下水道事業特別会計予算
- 第11. 議案第 7号 令和2年度智頭町農業集落排水事業特別会計予算
- 第12. 議案第 8号 令和2年度智頭町介護保険事業特別会計予算
- 第13. 議案第 9号 令和2年度智頭町介護保険サービス事業特別会計予算
- 第14. 議案第10号 令和2年度智頭町後期高齢者医療特別会計予算
- 第15. 議案第11号 令和2年度智頭町水道事業会計予算
- 第16. 議案第12号 令和2年度智頭町病院事業会計予算
- 第17. 議案第23号 町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定に
ついて

- 第18. 議案第24号 智頭町監査委員条例の一部改正について
- 第19. 議案第25号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 第20. 議案第26号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 第21. 議案第27号 智頭町ふるさと基金条例の一部改正について
- 第22. 議案第28号 智頭温水プールの管理に関する条例の一部改正について
- 第23. 議案第29号 国重要文化財石谷家住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第24. 議案第30号 智頭デイ・サービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第25. 議案第31号 智頭町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第26. 議案第32号 智頭町下水道条例の一部改正について
- 第27. 議案第33号 智頭町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第28. 議案第34号 智頭町特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第29. 議案第35号 企業職員等の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
- 第30. 議案第36号 智頭町消防団条例の一部改正について
- 第31. 議案第37号 智頭町教育委員会教育長の任命について
- 第32. 議案第38号 公の施設における指定管理者の指定について（旧山形小学校）
- 第33. 議案第39号 公の施設における指定管理者の指定について（旧那岐小学校）
- 第34. 議案第40号 公の施設における指定管理者の指定について（旧山郷小学校）
- 第35. 議案第41号 智頭町過疎地域自立促進計画の変更について
- 第36. 議案第42号 鳥取市及び八頭郡智頭町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の変更について
- 第37. 議案第44号 字の区域の変更について

- 第38. 議案第45号 字の区域の変更について
- 第39. 議案第13号 令和元年度智頭町一般会計補正予算（第6号）
- 第40. 議案第14号 令和元年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算
（第3号）
- 第41. 議案第15号 令和元年度智頭町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第42. 議案第16号 令和元年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正
予算（第1号）
- 第43. 議案第17号 令和元年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算（第
4号）
- 第44. 議案第18号 令和元年度智頭町農業集落排水事業特別会計補正予算
（第3号）
- 第45. 議案第19号 令和元年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算（第4
号）
- 第46. 議案第20号 令和元年度智頭町後期高齢者医療特別会計補正予算（第
1号）
- 第47. 議案第21号 令和元年度智頭町水道事業会計補正予算（第3号）
- 第48. 議案第22号 令和元年度智頭町病院事業会計補正予算（第3号）
- 第49. 議案第43号 工事請負契約の締結について
- 第50. 陳情について

1. 会議に出席した議員（11名）

2番 安道泰治	3番 國本誠一
4番 河村仁志	5番 高橋達也
6番 大藤克紀	7番 岩本富美男
8番 谷口雅人	9番 岸本眞一郎
10番 酒本敏興	11番 中野ゆかり
12番 大河原昭洋	

1. 会議に欠席した議員（0名）

1. 会議に出席した説明員（15名）

町	長	寺谷誠一郎										
教	育	長	石彰祐									
病	院	事	業	管	理	者	葉狩一樹					
総	務	課	長	矢部整								
企	画	課	長	酒本和昌								
税	務	住	民	課	長	江口礼子						
教	育	課	長	國岡厚志								
地	域	整	備	課	長	迎山恵一						
山	村	再	生	課	長	山本進						
地	籍	調	査	課	長	岡田光弘						
福	祉	課	長	小谷いず美								
会	計	課	長	國政昭子								
税	務	住	民	課	参	事	兼	水	道	課	長	藤森啓次
総	務	課	参	事	福安教男							
病	院	事	務	部	長	矢部久美子						

1. 会議に出席した事務局職員（3名）

事	務	局	長	柴田睦子
書	記	金谷百恵		
書	記	松田絵理		

開 会 午前10時30分

開 会 あ い さ つ

○議長（大河原昭洋） ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、令和2年第1回智頭町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1．会議録署名議員の指名

○議長（大河原昭洋） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、4番、河村仁志議員、5番、高橋達也議員を指名します。

日程第2．会期の決定

○議長（大河原昭洋） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月18日までの13日間としたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から3月18日までの13日間と決定しました。

日程第3．諸般の報告

○議長（大河原昭洋） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から、地方自治法第235条の2第3項並びに199条第9項の規定に基づき、令和元年12月分から令和2年2月分までの例月出納検査報告書並びに令和元年度定期監査結果報告書が提出されました。お手元に写しを配付しておりますのでご承知ください。

次に、陳情の処理経過及び結果について、智頭町長から報告がありました。お手元に写しを配付しておりますのでご承知ください。

次に、鳥取県東部広域行政管理組合議会が去る令和2年2月10日から12日に開催され、議案7件が可決されました。なお、議案等につきましては、議会事務局にて閲覧していただきますようお願いします。

次に、鳥取県後期高齢者医療広域連合議会が去る令和2年2月3日に開催され、議案8件が可決されました。なお、議案等につきましては、議会事務局にて閲覧

していただきますようお願いいたします。

次に、今期定例会の説明員につきましては、2月28日付をもって、町長並びに教育長に出席の要求をしております。

次に、前定例会以降、議長等の動静につきましては、お手元に配付しておりますので後ほどごらんいただき、議会活動、また、議員活動に資していただければと思っております。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4 町長の施政方針並びに提案理由説明

- 議長（大河原昭洋） これから、議案第1号 令和2年度智頭町一般会計予算から、議案第45号 字の区域の変更についてまでの45議案を一括して議題とします。

日程第4、町長の施政方針並びに提案理由の説明を求めます。

寺谷町長。

- 町長（寺谷誠一郎） 本日ここに、第1回定例町議会を召集しましたところ、議員各位にはご多忙のところ出席いただき、まことにありがとうございます。

まず初めに、新型コロナウイルス感染症は中国での感染の広がりにつき、韓国やイタリアでも感染者が急増するなど、世界全体での感染拡大が続いています。我が国においても連日感染者が確認される状況にあり、政府はスポーツや文化イベントの延期要請を行うとともに、全国全ての小・中学校、高等学校、特別支援学校について、春休みまでの臨時休業要請をするなど、大規模感染リスクを避けるための対策を打ち出したところです。

感染の広がりとこれらの対策は、国民生活の多方面にわたり多大な影響を及ぼしていますが、本町としてはこの要請のほか、国の基本方針に基づき、感染拡大防止に向けた対策を行うとともに、町民の生活に混乱が生じないよう必要な対策を講じることとしています。

さて、昨年12月の定例町議会において、6月の町長選挙に立候補しない旨を表明したところであり、今定例会は私にとって最後の定例会となります。平成9年6月に初当選して以来、議会をはじめ町民の皆様のご理解とご協力をいただきながら、町長の任を担わせていただきましたことに対し、まずはお礼を申し上げ

る次第であります。

私は、町長就任以来、疲弊した世の中であって地方の時代、田舎のよさが見直されるときが必ずやってくると信じ、「みどりの風が吹く疎開のまち智頭」をまちの表札として掲げ、低迷する林業と農業にあえて光を当て、訪れる人が癒されるまちを目指して諸施策に取り組んできました。

平成30年2月には、住民の生活となりわいとしての林業、森林という地域風土により形成された智頭の林業景観が、林業を主体とした景観としては全国で初めて国の重要文化的景観に選定されました。これは、江戸時代から続く長い歴史の中で形づくられた智頭林業の価値が文化財として認められたものであり、「林業・農業を軸とした町民が主役の魅力ある元気なまち」を町の将来像として取り組んできた諸施策や森林セラピー、森のようちえんなど、森を生かした取り組みが実を結んだものであります。

平成9年に立ち上げ24年目を迎える日本1/0村おこし運動も、集落から地区に進化し、それぞれの地区振興協議会では地域経営を模索するさまざまな取り組みを、旧小学校空き校舎の利活用とともに積極的に実践していただいております。着実に成果が見えてきているところであります。

また、本年9月で13年目を迎える百人委員会につきましても、一般から中学生、智頭農林高校生、鳥取大学生、さらに新年度には小学生たちの夢を引き出す企画が始動するなど、幅広い年齢層からの提案をいただくまでとなり、その提案は本町の魅力発信と活性化に大きく貢献しており、その活動は町民の自立度を高め、本町ならではの住民自治実践による活力ある地域づくりとして推進されているところであります。

このような長年にわたる取り組みが評価され、昨年7月には国連が定める持続可能な開発目標を達成するための、すぐれた取り組みを推進するSDGs未来都市に本町が選定されました。これは、日本1/0村おこし運動や百人委員会など、住民自治実践の取り組みが持続可能なまちづくりを寄与するものであり、国際的にも通用すると認められたものであります。

また、最近「にぎやかな過疎地」という言葉が言われ始めています。にぎやかな過疎地とは、人口は減少しているものの住民や地域運営組織、移住者、外部のさまざまな人や大学、企業など、いろいろな主体がまざり合って、わいわいがやがやと地域の課題に対応しようとしている地域のことを言うそうですが、まさに

現在の智頭町そのものではないでしょうか。

振り返ってみますと、平成11年から始まった平成の大合併の大波に揺れた本町は、平成14年12月に当時の町議会が単独町政存続を決議された以降、合併か単独かまちを二分した議論となり、翌15年10月の住民投票の結果を受けて、鳥取市を中心とした合併協議会が設置され、翌16年4月に実施した合併の賛否を問う住民投票により合併が選択されたことに伴い、単独町政存続を目指していた私は町長の職を辞することとなりました。

その後、合併協定調印を受けた合併関連議案が町議会に提案されましたが、10名の議員が合併反対を唱え議案を否決、再上程された議案も再度否決されたため単独町政に向かうものと考えられましたが、6月に行われた町長選挙において合併を訴えた候補が当選されたことに伴い、3度目の合併関連議案が平成16年7月8日に上程されましたが、同様に10名の議員の反対により否決された結果、2年の長きにわたり大きく揺れた合併議論は、ここに単独町政存続で決着することとなりました。

平成の大合併の渦に巻き込まれてしまうこともなく単独自立の道を選択し、本町ならではの豊かな資源や自然環境を生かしつつ、小さいながらもきらりと光り輝く住みよいまちづくりを推進できますことも、智頭町を愛し郷土を守るため決断された当時の町議会議員の勇気のためのものであると、改めて心から敬意と感謝を申し上げる次第であります。

私は、平成20年6月に町長に再度当選して以来、この豊かな自然環境に恵まれた智頭町を、次代を担う子どもたちの世代に引き渡すため、先ほども述べた日本1/0村おこし運動や百人委員会など、快適で魅力あふれる元気なまちづくりを進めるための施策を展開してまいりました。あわせて、町内6小学校の統合による新たな智頭小学校の開校、智頭中学校の改築、一元化によるちづ保育園の整備など、次代を担う子どもたちのための教育環境整備を進めてまいりましたが、本年9月には新しいまちづくりの拠点であり情報の源である、ちえの森ちづ図書館も完成し、さらなる教育環境整備が進むこととなります。

また、平成27年12月に宣言した、家族や隣近所、地域など社会の中で支え合う、向こう3軒両隣の精神に基づく「おせっかいのまちづくり」については、町の将来像である「一人ひとりの人生に寄り添えるまち」の実現に向け、智頭らしい地域福祉とともに推進しており、新年度には町外の高校や大学などで学ぶ本

町出身の子どもたちを支援する、おせっかい奨学パッケージもスタートします。これは、おせっかい奨学ローンに対する利子補助や卒業後10年以内にまちに帰った場合の元金補助のみならず、町内企業等や町民参加によるおせっかい奨学基金の造成や、役場職員などが奨学生の相談に応じたり、ふるさと交流会を開催するなど次代を担う子どもたちのため、町民がこぞっておせっかいのまちづくりを一步進めるものであります。

町長として5期19年の長きにわたり町政を担わせていただき、私なりには全力で職務に邁進することができたと、大変満足しているところでありますが、智頭町の将来を見据えた結果、町政を次の時代に託すことがまちの将来のためと考え、このたび町長を辞する決断をしたところであります。

議員の皆様方には、立場や考えの違いもあったことと思いますが、長年にわたりそれぞれご理解をいただき、町民の皆様にもご支援とご協力をいただきましたことに改めてお礼を申し上げます。本当に大変ありがとうございました。

以上、退任に臨む所感を述べさせていただきましたが、次に、本定例会に提案する諸議案の説明に先立ちまして、在任期間3カ月弱ではありますが、令和2年度に臨む私の所信の一端を申し述べ、本議会を通じ住民皆様のご理解とご協力をいただきたいと思います。

令和2年度当初予算編成に当たっての基本姿勢であります。

我が国経済は、デフレから脱却し成長傾向を維持しているとされていましたが、最新のGDP速報値がマイナス成長に転落するなど、低迷の懸念が強まっています。また、相次ぐ大規模自然災害や中国の需要減少、新型ウイルス感染症の世界的な拡大などの影響により、経済がさらなる落ち込みとならないか、注視する必要があります。

財政面では、国、地方の税収は景気回復の継続等により過去最高となるものの、我が国の財政は引き続き厳しい状況にあり、新経済財政再生計画では団塊の世代が75歳になり始める2022年までの3年間で基盤強化期間と位置づけ、引き続き経済再生と財政健全化を着実に取り組むこととされているところであり、地方歳出についても歳出改革等の加速・拡大に取り組むことにより、財政健全化につなげ、地方の安定的な財政運営を確保しつつ、地方交付税制度をはじめとする地方行財政改革を進めるとされています。

このような中、令和2年度の地方財政計画では、地方が人づくり改革の実現や

地方創生の推進、地域社会の維持・再生、防災・減災対策等に取り組みつつ、安定的に財政運営を行うことができるよう、一般財源総額では前年度1.2%上回る額が確保され、地方交付税にあっても2.5%の増となり、臨時財政対策債を含めた実質的な地方交付税で見ても1.0%の増となっていますが、今後も進めることとされている地方交付税制度をはじめとする地方行財政改革が、本町財政に影響を及ぼすことが懸念されるところです。

本町においては、自主財源である町税のうち市町村民税が個人の営業所得などの減及び法人税割の減により減収となり、町税全体でも大幅な減収見込みとなるなど一般財源の確保が困難となる一方、公債費などの義務的経費は累増するほか、新たな行政課題への対応に要する経費の増など、厳しい財政状況が続くものと見込まれます。このため、令和2年度諸予算編成に当たっては新規事業は抑制しつつ、既存事業についても全ての事業に検証した上で、廃止や制度設計の見直しを行うなど経費の効率化を図り、無駄を排除して予算の適正化に努めたところであり、あります。

しかしながら、このような財政状況にあってもSDGs未来都市としての役割を果たしつつ、第7次智頭町総合計画と第2期智頭町総合戦略を踏まえた諸施策、事業を着実に実施していかなければなりません。第7次総合計画では、「一人ひとりの人生に寄り添えるまちへ」を町の将来像に掲げ、これまで培ってきた地域資源を主役である町民が認識し、町民と行政が連携し合いながら共通のまちのビジョンを描き、豊かで幸せな「ちづ暮らし」を実現できる社会を目指すこととしております。

明日の智頭町は住民が光り輝き、元気な集落、元気な地区が形づくるものであると考えており、そのことが理想とする地域自治、住民自治につながっていくものと信じ、諸施策に取り組んでまいりました。現在、地方創生の名のもと、全国の自治体がさまざまな事業に取り組んでいますが、日本1/0村おこし運動、百人委員会など、本町が取り組んできた活動はまさに地方創生の先駆けであり、今後も住民と行政が協働することにより、住民自治力を高め、その役割を果たすべく、さらなるまちづくりに邁進してまいります。

また、みんなで支え合う智頭らしい地域福祉の実現につきましても、地域とのつながりに重点を置き、それぞれの地域の個性を生かし、支え合いながら住みなれた地域で安心して暮らしていけるよう、地域の皆様とともに考え推進すること

としております。

さて、国が昨年12月に第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略を閣議決定し、地方創生の新たな展開としての飛躍に向け動き出しましたが、本町においても第1期智頭町総合戦略の検証を行うとともに、第2期智頭町総合戦略を今年度中に策定します。国の第2期総合戦略は、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持することを目的としていますが、本町における総合戦略はまちづくりの礎である住民自治をさらに進め、防災や交通面においても住民と行政の連携を深め、共助による取り組みを強化していくこと、また、先人から引き継いだ伝統や文化、そして景観を継承し、持続可能なまちを目指すことを目的に策定することとしています。

近年、頻発化・激甚化する自然災害は、住民生活や産業経済に多大な影響を及ぼすこととなり、これら自然現象の脅威から町民の生命、財産を守るため、災害に強い安全安心な地域づくりを進めることは地方創生の基本であります。このため、国土強靱化地域計画に基づき、道路・橋梁の整備、ライフラインの整備強化や自助・共助による地域防災力向上など、ハード・ソフト両面の対策について全力で取り組むとともに、災害に備えた消防・防災体制の整備を図ってまいります。

福祉・健康分野では、引き続き、智頭町に暮らす全ての住民が住みなれた地域でともに支え合いながら希望や生きがいを持ち、健やかで心豊かな自立した生活を送ることができるまちを目指し、居場所づくりを展開するとともに、智頭病院と連携して地域リハビリテーション活動の推進に努めながら、介護予防に力を入れた地域づくりの支援を進めてまいります。

また、保険・医療・福祉対策を一体的に推進し、町民が健康で生き生きと生活できるよう、健康寿命の延伸と健康格差の縮小を目指し、疾病予防、健診事業、健康づくり事業、介護予防事業などの充実や地域包括ケア体制構築を進めてまいります。

子育て支援分野では、少子化・核家族化、共働き家庭の増加など、子どもを取り巻く社会状況を踏まえ、子どもの居場所事業、学習支援事業を継続するとともに、産前・産後ケアの充実など、妊娠・出産・子育ての各場面で切れ目のない支援を行います。また、虐待をはじめとする問題や課題を抱える子どもの対応については、保健・福祉部門の専門的にかかわりをより強化し、教育関係機関と連携の

もと支援の充実を図ってまいります。

移住・定住促進対策につきましては、本町への移住希望者は特に子育て世代を中心に増加傾向にありましたが、近年若干伸び悩む状況となりました。豊かな自然のみならず、本町の特性を十分引き出し、智頭を本気で好きになっていただける方をふやすよう、いま一度施策の充実を図るだけでなく、移住者同士のネットワークの構築を図るなどし、移住・定住人口の増加につなげてまいります。

林業につきましては、93%が森林で覆われた本町において重要な基幹産業である林業を中心に、山に基軸を置く暮らしをいかに再生していくかが大きな課題であり、引き続き人材確保や育成のための仕組みを構築しつつ、森林整備や木材利用の推進につなげていくための施策を着実に進めてまいります。

農業につきましては、農業従事者の高齢化、担い手不足、鳥獣による農作物被害など、多くの課題を抱える中で、農地利用の適正化を図るとともに、本町の豊かな自然環境が育む「ホンモノの農産物」の供給体制づくりを積極的に推進してまいります。

教育分野では、次代を担う子どもたちの確かな学力と豊かな心、健やかな体を育成するため、引き続き、教育環境の充実を推進するとともに智頭町らしい特色ある教育を進めてまいります。

病院事業につきましては、診療圏人口の減少にあっても「安全・安心に暮らせる健康長寿のまちづくり」の理念のもと、地域ニーズに応えるべく、引き続き地域包括ケアの充実を図り、健全経営に向け鋭意取り組んでまいります。

このような考えのもと編成した令和2年度一般会計予算は、経費の効率化を図り、予算の適正化に努めながらも、安全で安心な快適で魅力あふれる元気なまちづくり実現に要する経費を計上したところであり、予算総額は前年度比6億7,000万円、9.9%減の61億2,000万円となりました。

それでは、諸議案を審議いただくに当たり、提案しています議案についてその概要を説明します。

まず、議案第1号 令和2年度智頭町一般会計予算の概要について説明します。

「森の恵みを活かしたまちづくり」であります。我がまちならではの子育て施策である森のようちえん事業では、県独自の認証制度による事業者への運営支援のほか、保育料無償化に伴う施設等利用給付費を措置しています。

地籍調査事業につきましては、引き続き大字大屋の一部及び大字八河谷の一部

の一筆地調査を実施するとともに、新たに大字中原の一部の一筆地調査を実施することとしています。また、引き続き、山林調査を智頭町森林組合に委託するとともに、新たに大字大屋の平地及び山、大字中原及び大字八河谷の平地及び山の調査を直営で実施することにより、さらなる事業の進捗を図ることとしています。

平成22年に本町が森林セラピー基地に認定されてから、本年4月で10年が経過します。改めて健康増進への活用など町民の皆様に周知するとともに、森林セラピーのPRに今まで以上に力を入れ、県内外からの誘客促進や企業研修等への対応を進めてまいります。

林業では、間伐をはじめとする森林整備の推進、路網整備や機械化による低コスト林業の推進、原木市場への智頭材の安定供給、木材住宅等における智頭材の利用促進、森林環境譲与税を活用した人材育成スキームの構築、鳥取茸王をはじめとする原木シイタケの生産振興など、「森の恵みを活かしたまちづくり」を引き続き進めることとしています。

また、公共林道事業では、林道宇波竹之下線林業専用道の早期完了を目指します。

農業につきましては、集落単位での今後の農業の方向づけ、新規生産者や後継者の確保、担い手への農地集積や遊休農地の解消による農地利用最適化の推進、特産農産物の生産振興、ジビエ振興を絡めた鳥獣被害対策の推進、畜産振興に向けた和牛の増頭支援などに積極的に取り組んでいくとともに、新たにスマート農業の導入に向けた検討に取り組むこととしています。

「安全・安心に暮らせる健康長寿のまちづくり」であります。地域情報化推進事業につきましては、住民生活に不可欠なインフラとして定着している光基盤の保守及び維持を行うとともに、利用支援、機器故障などに対応するため、引き続き地域見守り支援員を配置することとしています。また、告知端末の更新時期に近づいており、更新に向けた検討を行ってまいります。

コミュニティバス運行事業では、すぎっ子バスの安全な運行はもとより、喫緊の課題である公共交通のあり方について地域公共交通計画を策定し、これからの本町の交通体系の方向性を示すとともに、計画実現に向けた取り組みを行うこととしています。

賦課徴収費では、利用制限のある土砂災害特別警戒区域について、固定資産評価に減価補正を行うための調査を行います。

戸籍住民基本台帳事務では、戸籍事務にもマイナンバー制度が導入されることとなり、戸籍システムの改修を行うとともに、個人番号カードの普及促進に向け、申請専用タブレットを導入することとしています。

障がい者施策では、障がいのある人が地域で安心して生活できるよう、障害者総合支援法に基づく事業や、相談支援事業などの地域生活支援事業等を引き続き実施します。

特別医療費では、小児・障がい者・ひとり親家庭への医療費自己負担分の助成を措置しています。

また、生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者自立相談支援事業、就労支援事業、家計相談支援事業、子どもの学習支援事業、子どもの居場所事業を引き続き実施するとともに、近年問題となっている子どもの貧困問題についての実態調査を実施し、今後の取り組みの参考とします。就労支援事業については、直営で実施し、より身近な支援につなげてまいります。

火葬場管理事業では、令和元年度から業務停止をしている町営火葬場の解体を行うとともに、東部広域行政管理組合移行に係る2年目の加入負担金を措置しています。

また、特定空家対策事業において、特定空き家等の解体撤去に対する補助金を引き続き措置しており、危険空き家等の適切な管理を推進してまいります。

次に、母子衛生費につきましては、産後健診、産前産後サポート事業、産後ケア事業を実施し、妊娠期から子育て期まで孤立することがないように、関係機関が連携した切れ目のない支援を行います。

健康診査事業では、胃がん・大腸がん・肺がん・乳がんの各検診について、引き続き個人負担なしで実施し、受診率の向上を図ることとしています。また、人間ドック、脳ドック、特定健診、後期高齢者健康診査をそれぞれ対象者に行うとともに、妊婦歯科健診、歯周疾患健診を引き続き実施し、歯の健康に対する意識向上に努めます。また、平成28年度に導入した健康ポイント事業について、健康への関心を深め、より多くの方に健康づくりに取り組んでいただくよう、啓発と参加の促進に努めてまいります。

じん芥処理事業では、令和4年度供用開始予定の新可燃物処理施設建設事業負担金を措置していますが、建設が始まったことにより負担額が大幅に増加しています。

病院事業につきましては、経営健全化を確保するため、繰り出し基準に基づく繰出金を措置しています。

町道事業につきましては、住民の生活環境の安定及び通勤・通学など、生活に欠かせない社会資本であることから、道路新設改良及び橋梁長寿命化を計画的に実施してまいります。

地方創生整備推進事業交付金事業では、県が整備を行う林道に隣接する町道を改良し、森林整備の効率化と合わせ、交通安全上の問題解決や地域住民の利便性向上を図ります。

また、冬季における交通の安全を確保するため、町道除雪を行うとともに、引き続き歩道除雪機の貸与やふるさと整備土木事業など、住民ニーズに密着した事業を実施することとしています。

急傾斜地崩壊対策事業につきましては、大内地内で実施されている事業の早期完了を目指すとともに、新たに浅見地内の改良に着手します。

本町が進めている福祉のまちづくりの視点から、福祉のまちづくり推進事業補助金により、集落公民館を含む民間の特定建築物のバリアフリー化を推進するほか、住宅の耐震化を促進するための無料耐震診断事業を実施するとともに、危険ブロック塀の除去・改修に対する支援制度も実施するなど、住民の安全・安心の確保に取り組みます。

町営住宅管理事業では、特定公共賃貸住宅の防犯対策のため、防犯カメラ設置費用を措置しています。

消防・防災関係では、平成16年度以来据え置きとしていた消防団員報酬を引き上げるなど、団員の処遇改善に努めるとともに、消防資機材及び防災備蓄品の整備を計画的に行います。また、県が想定した浸水想定区域を反映させるなど防災ハザードマップの改訂を行うこととしています。

住民の日常生活に欠くことのできない、重要サービスを提供している簡易水道、公共下水道、農業集落排水の各公営事業について、サービスの提供が安定的に継続できるよう、それぞれ繰出金を措置しています。

「子どもから大人まで学びと成長のまちづくり」についてであります。百人委員会につきましては、昨年12月に提案された一般及び鳥取大学生による11プロジェクト、智頭中学校、智頭農林高等学校による6プロジェクトの企画提案を支援し、次代を担う中学生・高校生とも連携したまちづくりを推進してまいり

ます。

日本1／0村おこし運動では、元気で活発な地区活動を引き続き支援することとし、円滑な地区運営のため、人的支援として集落支援員を配置することとしています。また、持続可能な地区活動への計画策定に対し支援することで、さらなる住民自治の推進を図ります。

また、空き校舎等の利活用策については、現在それぞれの地域で旧小学校を拠点に実践の取り組みが行われていますが、新年度からは山形、那岐、山郷地区、それぞれの旧小学校に指定管理者制度を導入し、役割を明確にすることで地域と行政の連携を強化し、地域に活力が生まれ、住民参加が促されるよう積極的に支援することとしています。

子ども子育て支援分野では、乳児保育、一時保育、病児病後児保育、延長保育の実施により多様な保育ニーズに応えることで、保護者の就労支援を図るとともに、地域における子育て支援の実施に当たっては、子育て支援センター、ファミリーサポートセンター事業を実施し、乳幼児期に大切な親子の愛着形成と保護者への育児支援を推進してまいります。

商工振興費につきましては、商工会及び商店が中心となって実施したまちゼミは、各商店街、商店の魅力発信につながり、今後の本町商工業の活性化に寄与することが期待できるため、継続して支援することとしています。その他、店舗改修に要する経費の助成のほか、新規創業・開業に対する助成、設備投資などに対する助成なども引き続き行うこととしています。

国際交流事業につきましては、平成11年から大韓民国江原道楊口郡と交流を続けているところですが、昨年からの国家間の問題により実務者協議も実施できない状況にあり、事業計画が定まっていないため、今後実務者協議により事業が確定次第、交流事業を再開することとしています。なお、楊口郡へ中学生が訪問する青少年交流については実施することとしております。

学校教育につきましては、新しい学習指導要領が令和2年度に小学校、令和3年度に中学校で全面実施となることに伴う経費を措置するとともに、プログラミング教育を含む情報活用能力の向上を図るための通信環境等を整備、また、ICT支援員を新たに小・中学校へ配置する経費を措置しています。外国語指導助手については、2名体制を継続することとしています。

また、学校・家庭・地域等と連携し児童生徒のさまざまな問題に取り組むため

に、引き続きスクールソーシャルワーカーを配置するほか、小・中学校に特別支援教育支援員を配置し、特別支援教育の充実に努めてまいります。また、小・中学校における通学費の無償化と学校給食費の2分の1助成を引き続き実施するとともに、新たに高校生の通学費一部助成を行うことにより、子育て世代の負担軽減を一層図ることとしています。

文化財保護事業では、国の重要文化的景観、智頭の林業景観の整備計画を策定することとしています。歴史の道整備活用推進事業では、平成30年7月豪雨によりき損した史跡、「智頭往来志戸坂峠越」の災害復旧工事を行います。また、平成21年12月、国指定重要文化財に指定された石谷家住宅は平成13年4月に一般公開してから本年度20年を迎え、4月には記念講演会及び石谷家コレクションの展示会を開催することとしております。

次に、「地域のつながり、家族のつながりでつくるまちづくり」であります。移住施策につきましては、移住定住相談窓口を総合案内所に設置し、より気軽に相談しやすい環境も整備できましたので、引き続き専任のコーディネーターを配置し、移住定住に関する相談に応じることとしています。そのほか、各種移住定住対策事業、住宅改修補助金（リフォーム助成）などを引き続き実施することにより、移住定住者の増加につなげ人口の社会減少抑制を図ることとしています。

まちづくり支援事業につきましては、町内の地域づくり団体が協働して行うまちづくり事業を引き続き支援するとともに、町内資源を生かした先進的な事業で新規性・モデル性が高く、事業規模の大きい新規創業・起業についても国の施策と連動した補助制度により、引き続き支援することとしています。

地方創生事業では、更新を計画している次世代告知端末を活用した新たな機能としてのデマンド交通の実施実験に要する経費を措置しています。また、図書館を中心にしたにぎわい創出事業として、智頭駅前を含めた河原町商店街から智頭宿までのエリアの活性化のための社会実験等を引き続き行い、新図書館整備をきっかけとし、新しいチャレンジが可能となるまちづくりを進めることとしています。

疎開保険につきましては、関東、関西を中心に約160人の方々に加入いただいておりますが、加入者にお送りする新鮮な野菜や米、清酒、加工品などの商品も大変好評を博しています。引き続き町内の魅力ある商品を発信するなど、さらなる加入者の増加に努めてまいります。

地域福祉施策では、高齢者、障がい者等の生活に必要な交通手段を確保するための支援として、タクシー利用費助成及び福祉有償移送サービス利用者助成をそれぞれ措置しています。また、おせっかいのまちづくりを引き続き啓発し、推進してまいります。

高齢者施策では、地域支え合い基盤づくり事業、みんなで支える集落拠点整備事業を引き続き実施することとしています。

子ども・子育て支援の分野では、保育料無償化により保護者の就労を支援するとともに、我が家で子育て応援給付金の支給を引き続き行うなど、子育て支援策の充実を図ることとしています。

観光振興につきましては、本町の魅力を十分に体験できる旅行商品の造成を行い、町内外の周遊観光など広域的な観光事業の強化を行うため、一般社団法人智頭町観光協会に対し支援を行います。また、新たに東部1市4町で鳥取県東部エリア観光推進協議会を設立し、東部エリアの観光振興及び周遊促進を図るための経費を措置しています。

観光施設管理事業では、観光客の利便性向上を図るため、観光施設の維持管理に要する経費を措置しています。

新図書館建設事業では、これまで7回の住民ワークショップ開催をはじめ、中学生の百人委員会など多くの住民の方々と図書館づくりを行ってきました。完成は本年秋となりますが、引き続き住民ワークショップを行い、住民とともに図書館づくりを進めてまいります。

以上、令和2年度智頭町一般会計予算の概要を説明しました。

次に、特別会計について説明します。

議案第2号 令和2年度智頭町国民健康保険事業特別会計予算につきましては、国民健康保険被保険者に対する医療給付費を措置するとともに、特定健診、智頭町ドック及び脳ドックを引き続き実施することとしています。また、糖尿病性腎症重症化予防事業のほか、専門機関へ委託し行う未受診者対策を引き続き実施し、特定健診受診率向上に努めてまいります。

議案第3号 令和2年度智頭町簡易水道事業特別会計予算につきましては、各施設の水質検査など維持管理に要する経費のほか、県工事に伴う支障水道管の移設経費を措置しています。また、令和5年までに地方公営企業法の適用が義務づけられたことに伴い、適用に向け、令和2年度から3年間計画で準備を行うため

の経費を措置しています。

議案第4号 令和2年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算につきましては、貸付金の収納及び起債償還に要する経費を措置しています。

議案第5号 令和2年度智頭町公共用地先行取得事業特別会計予算につきましては、土地開発基金利子を措置しています。

議案第6号 令和2年度智頭町公共下水道事業特別会計予算につきましては、施設の維持管理及び起債償還に要する経費のほか、マンホールポンプの機械設備ほか改修設計に要する経費を、また、地方公営企業法の適用に向けた準備に要する経費を措置しています。

議案第7号 令和2年度智頭町農業集落排水事業特別会計予算につきましては、各地区施設の維持管理及び起債償還に要する経費のほか、一昨年の西日本豪雨災害で被災した施設の復旧に要する経費を、また、地方公営企業法の適用に向けた準備に要する経費を措置しています。

議案第8号 令和2年度智頭町介護保険事業特別会計予算につきましては、介護サービス、介護予防サービスの給付費のほか、要支援者等に対する介護予防、日常生活支援総合事業に係る経費を措置しています。また、令和3年度からの「第8期智頭町高齢者福祉計画・介護保険事業計画」を策定する経費のほか、認知症予防教室、町内の6カ所で実施している森のミニデイ及び各集落でのミニデイを支援する経費を措置しています。

また、介護予防、重度化防止のための取り組みを智頭病院と連携して実施するとともに、新たに社会福祉協議会に生活支援コーディネーターを委託配置することとしています。

議案第9号 令和2年度智頭町介護保険サービス事業特別会計予算につきましては、智頭心和苑及び智頭デイサービスセンターの維持管理及び起債償還に要する経費を措置しています。

議案第10号 令和2年度智頭町後期高齢者医療特別会計予算につきましては、後期高齢者医療広域連合の運営に要する経費を措置しています。

議案第11号 令和2年度智頭町水道事業会計予算につきましては、施設の維持管理及び老朽管の修繕に要する経費のほか、アセットマネジメントの策定業務に係る経費を、また、水源地送水ポンプなどの交換に要する経費を措置しています。

議案第12号 令和2年度智頭町病院事業会計予算につきましては、医師等専門職確保などに係る経費のほか、医療機器等の整備に要する経費を措置しています。

続きまして、議案第13号 令和元年度智頭町一般会計補正予算（第6号）について説明します。

総務費の地域支援事業では、富沢コミュニティセンター新築工事費の増額を、農林水産業費の公共林道事業では、国の追加補正に伴う工事請負費の増額を、消防費の常備消防費では、八頭消防署智頭出張所建設用地造成工事の付帯工事に要する経費を、教育費の智頭小学校管理事業及び中学校管理事業では、児童生徒一人一人にタブレットを配置するための情報環境整備に要する経費を、それぞれ措置しています。

そのほか、全般にわたって人件費を含む各事業の、決算見込みに基づく事業の調整を行っています。

以上、今回の一般会計補正予算額は、7,136万5,000円の減額であり、補正後の予算総額は、70億9,958万4,000円となりました。

また、議案第14号から22号までは、特別会計及び企業会計の補正予算であり、主に決算見込みに基づくものです。

次に、条例案件について説明します。

議案第23号 町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定につきましては、町長及び職員等の損害賠償責任の上限を定めるものです。

議案第24号 智頭町監査委員条例の一部改正につきましては、地方自治法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものです。

議案第25号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正につきましては、特別職から一般職へ移行する職を削除するものです。

議案第26号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正につきましては、特殊勤務手当の区分に犬捕獲作業従事手当及び犬猫等死がい処理作業従事手当を追加するものです。

議案第27号 智頭町ふるさと基金条例の一部改正につきましては、寄附者の思いに柔軟に対応できるよう、寄附金を財源として行う事業の限定をなくすものです。

議案第28号 智頭温水プールの管理に関する条例の一部改正につきましては、

利用料金の減免に関する規定を見直すとともに、利用料金を改定するものです。

議案第29号 国重要文化財石谷家住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正につきましては、観覧料を改定するものです。

議案第30号 智頭デイ・サービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正につきましては、障がい者もデイ・サービスセンター利用が可能となったことに伴い、所要の改正を行うものです。

議案第31号 智頭町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正につきましては、指定工事店の指定に係る手数料に消費税等相当額を加えないこととするものです。

議案第32号 智頭町下水道条例の一部改正につきましては、指定工事店の指定に係る手数料に消費税等相当額を加えないこととするものです。

議案第33号 智頭町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正につきましては、民法の改正により連帯保証人制度などが見直されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

議案第34号 智頭町特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正につきましても、議案第33号と同様に、民法の改正に伴い所要の改正を行うものです。

議案第35号 企業職員等の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正につきましては、会計年度任用職員制度導入に伴い、所要の改正を行うものです。

議案第36号 智頭町消防団条例の一部改正につきましては、消防団員報酬を改定するものです。

次に、人事案件ですが、議案第37号 智頭町教育委員会教育長の任命につきましては、長石彰祐氏の任期が令和2年3月31日で任期満了となるため、引き続き同人を任命することについて、議会の同意を求めるものです。

次に、議案第38号から議案第40号までは、公の施設における指定管理者の指定についてです。旧山形小学校ほか、旧小学校3施設の指定管理者について、指定先を選定しましたので、議会の議決を求めるものです。

議案第41号 智頭町過疎地域自立促進計画の変更につきましては、町道の三田中田線改良及び奥本河津原線改良、また、防災ハザードマップ更新を新たに追加することについて、議会の議決を求めるものです。

議案第42号 鳥取市及び八頭郡智頭町における連携中枢都市圏の形成に係る

連携協約の一部変更につきましては、構成市町に兵庫県美方郡香美町が新たに加
入することに伴い、同連携協約の一部を変更することについて、議会の議決を求
めるものです。

議案第43号 工事請負契約の締結につきましては、智頭町立富沢コミュニテ
ィセンター新築工事の工事請負契約締結について、議会の議決を求めるものです。

議案第44号 字の区域の変更につきましては、地籍調査事業に伴い、大字芦
津地内の字の区域を一部変更することについて、議会の議決を求めるものです。

議案第45号 字の区域の変更につきましては、地籍調査事業に伴い、大字真
鹿野地内の字の区域を一部変更することについて、議会の議決を求めるものです。

以上、本議会に提案しました諸議案の概要を説明しました。詳細については主
管課長及び担当者をもって説明させますので、よろしく審議いただきますようお
願いたします。ありがとうございました。

○議長（大河原昭洋） 施政方針並びに提案理由の説明は終わりました。

次に、日程第5、議案第1号から日程第16、議案第12号までの12議案の
補足説明及び質疑を行います。

質疑は会議規則第55条の規定により、一問一答で行います。

なお、発言時間について、会議規則第56条の規定により、議長において制限
を設けることがあります。ご承知ください。

また、一般会計予算の質疑については、歳入、歳出、債務負担行為から地方債
の3区分、そのほか特別会計予算、企業会計予算については歳入と歳出に分けて
行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 異議なしと認めます。

なお、質疑に当たりましては、必ずページ数を示してください。

日程第5、議案第1号 令和2年度智頭町一般会計予算の補足説明を求めます。
矢部総務課長。

○総務課長（矢部 整） それでは、議案第1号 令和2年度智頭町一般会計予
算につきましては、令和2年度当初予算の概要の説明によりまして、補足説明と
させていただきますので、こちらをごらんいただきたいと思います。

令和2年度当初予算は、先ほど町長が提案理由で述べましたとおり、新規事業

を抑制しつつ、既存事業についても検証した上で、廃止や制度設計の見直しを行うなど経費の効率化であるとか無駄を排除、予算の適正化に努めたことによりまして、また、新図書館建設事業など大型事業の減なども相まって、総額61億2,000万円と、前年度に比較して、6億7,000万円、9.9%の大幅な減額となっております。

それでは、1ページの歳入から説明をさせていただきます。

町税につきましては、1,771万7,000円減の、6億8,562万4,000円を見込んでおります。なお、円グラフ下の欄に増減の主なものを掲げておりますので、あわせてごらんいただきたいと思います。町税のうち、市町村民税につきましては、2,054万5,000円の減収を見込んでおります。これは、個人にあっては営業所得の減、法人につきましても法人税割の減により、減収を見込んだことによるものであります。

次に、地方譲与税につきましては、5,156万円増の、7,834万3,000円を見込んでおります。これは、新たに譲与される森林環境譲与税が、増額の主な要因でございます。

地方交付税につきましては、地方財政計画において交付税の増額が示されているところでありますが、令和元年度実績として、約30億円程度を見込んでおりますものの、人口減、災害復旧事業の終了など減額要素を勘案しまして、前年度同額の24億8,000万円としているところであります。

分担金及び負担金につきましては、846万5,000円減額の、2,568万6,000円を見込んでおりますが、これは、災害復旧事業分担金が782万円の減額、保育料無償化適用による、ちづ保育園費負担金の減額などによるものでございます。

国庫支出金につきましては、6,319万3,000円減額の、4億8,801万8,000円を見込んでおります。主な要因としましては、生活保護費負担金の増額があるものの、公共土木施設災害復旧費国庫負担金のほか、地域経済循環創造事業交付金などの減額となったことにより、減額となっております。

次に、県支出金につきましては、9,529万9,000円減額の5億6,340万4,000円を見込んでおります。これは、林業成長産業化地域創出モデル事業費補助金1,082万円余りの増額があるものの、鳥取県中山間地域市町村保育料無償化モデル事業補助金などの減額により、減額となっております。

繰入金につきましては、教育施設整備基金繰入金を1億2,000万円、定住促進基金繰入金を290万円、地域活性化基金繰入金を247万3,000円それぞれ減額し、新たに森林整備促進基金繰入金を2,500万円、財政調整基金繰入金を前年度同額の8億円措置した結果、他会計繰入金を含む繰入金合計では、9,900万4,000円減額の、9億3,099万9,000円を繰り入れることとしております。

繰越金につきましては、4,630万円を見込んでおります。

町債は、4億7,110万円減額の5億4,630万円としておりますが、これは、先ほども述べましたとおり新図書館整備事業、それから、富沢コミュニティセンター新築事業の減などに伴いまして、過疎債のハード分、計4億2,080万円の減が大きな要因でございます。

過疎債ソフト分につきましては、智頭材出荷促進事業、観光事業、観光協会補助金などに充当するため、1億3,120万円を措置しております。

公共施設等適正管理推進事業債につきましては、町道改良事業に伴う舗装等改修事業充当分として、新たに2,350万円を措置しております。

臨時財政対策債につきましては、地方財政計画で減額が示されているため、1,170万円減の1億530万円を見込んでおります。

続きまして、歳出の状況のうち、2ページの性質別について概要を説明させていただきます。

まず人件費です。2億6,649万9,000円の増額となっておりますが、職員給の増、会計年度任用職員制度移行に伴う報酬等の増などが要因であります。

物件費につきましては、会計年度任用職員制度移行に伴う賃金の減、新図書館建設事業における備品購入費の減などに伴い、2億7,774万1,000円の減額となっております。

扶助費につきましては、生活保護扶助費、障害者給付費の増などにより、764万円の増額となっております。

次に、補助費等ですが、1,184万3,000円の増額となっております。増額となっております主なものは、東部広域行政管理組合可燃物処理費負担金のほか、同消防費負担金、林業成長化地域創出モデル事業費補助金などであり、減額分につきましては、地域経済循環創造事業補助金、森林作業道路網災害復旧対策事業補助金などであり、

普通建設事業につきましては、5億4,508万1,000円の大幅な減額となっております。減額となっております主なものは、新図書館建設事業のほか、富沢地区コミュニティセンター建設事業などであり、増額分につきましては、旧智頭町営火葬場解体事業、旧那岐小学校小さな拠点整備事業、町道改良事業に伴う舗装等改修事業など道路維持工事、除雪ドーザー購入事業、県営林道事業などであり、

公債費につきましては、5,800万9,000円の増額となっておりますが、これは、地方債償還元金が、保育園建設事業などの元金償還開始に伴い、6,518万円の増となることによるものでございます。

積立金及び貸付金につきましては、2,808万1,000円の増額となっておりますが、おせっかい奨学金基金及び森林整備促進基金の新たな積み立てということで皆増によるものでございます。

繰出金につきましては、国民健康保険事業特別会計繰出金、農業集落排水事業特別会計繰出金は増となっておりますが、介護保険事業特別会計繰出金、下水道事業特別会計繰出金の減に伴いまして、2,425万1,000円の減額となっております。

次に、3ページをごらんください。目的別歳出の状況でございます。

議会費は、165万6,000円減額の、7,898万4,000円となっております。

総務費につきましては、智頭町長選挙費、空き校舎等利活用推進事業、おせっかい奨学パッケージ推進事業などは増額となっておりますが、諸税還付金、参議院議員選挙費などが減額となったことによりまして、1億498万3,000円の減額となっております。なお、空き校舎等利活用推進事業の増額は、旧那岐小学校小さな拠点施設整備事業及び旧小学校施設、山形、那岐、山郷でございますが、これの指定管理に伴うものであります。

地域支援推進事業の減額は、富沢地区コミュニティセンター建設事業費の減によるものでございます。

民生費は、障害者福祉費、子どもの貧困対策推進事業、生活保護扶助費の増などにより、519万7,000円の増額となっております。

衛生費は、旧智頭町営火葬場解体事業に伴う火葬場管理事業の増、東部広域行政管理組合可燃物処理費負担金の増に伴うじん芥処理事業の大幅増などにより、

1億1,440万1,000円の増額となっております。

農林水産業費は、494万7,000円の減額となっておりますが、増額の主なものは、森林整備促進基金積立金の増に伴う森林経営管理推進事業の増、新たに事業統合などによって創設する山と暮らしの人づくり事業の創設による増というものがありますが、減額の主なものは、ロード修繕工事の減及び事業費の見直しに伴う森林セラピー事業の減、事業量の減による美しい森づくり基盤整備事業の減などがございます。

なお、智頭材出荷促進事業費につきましては、出荷の促進を図るため、1立方メートル当たりの単価を1,200円に据え置いた上で、3万9,000立方メートル分の補助金を確保しており、手数料を含め492万6,000円減の5,260万5,000円を措置しているところでございます。

商工費は、プレミアム付商品券事業廃止に伴う商工振興費の減、特産村トイレ改修工事の減に伴う観光施設管理事業の減などによりまして、2,010万7,000円の減額となっております。

土木費は、町道改良事業に伴う舗装等改修事業の増による道路維持事業の増、除雪ドーザー購入に伴う除雪事業の増などによりまして、5,439万2,000円の増額となっております。

消防費は、東部広域行政管理組合消防費負担金の増に伴う常備消防費の増などによりまして、1,628万6,000円の増額となっております。

教育費は、新図書館建設事業の5億4,062万1,000円の減などにより、5億9,435万2,000円と大幅な減額となっております。

災害復旧費につきましては、西日本豪雨災害の林道施設災害復旧事業及び公共土木災害復旧事業の皆減に伴い、1億9,224万円の皆減となっております。

公債費につきましては、保育園建設事業などの元金償還開始に伴い、5,800万9,000円の増額となっております。

次に、4ページをごらんいただきたいと思います。

基金の現状につきましては、普通会計における令和2年度末の基金残高は約14億2,000万円で、前年度から約8億5,000万円の減少を見込んでおります。これは、財政調整基金8億円、教育施設整備基金6,000万円、定住促進基金1,400万円など、合計9億2,600万円を取り崩す予定としていることによるものでございます。なお、積み立てにつきましては、定住促進基金約

1, 900万円、地域活性化基金2, 000万円、森林整備促進基金2, 500万円など、合計約7, 900万円を予定しているところでございます。

また、令和元年度3月補正後の基金残高は約22億7, 000万円で、前年度から約3億5, 000万円の減少を見込んでおりますが、特別交付税の令和元年度3月分が今後交付されますので、年度末の決算状況等を勘案して基金取り崩し額の減額を検討したいと思っておりますので、決算時においては、基金残高減少を少しでも抑えたいと考えておるところでございます。

公債費の状況につきましては、一般会計での令和2年度中起債予定額5億4, 640万円で、元金償還予定額6億3, 211万6, 000円であり、差し引き令和2年度末の起債残高は、86億9, 926万8, 000円を見込んでおるところでございます。

簡単ではありますが、以上が令和2年度一般会計予算の概要として説明させていただきました。

以上で、説明を終わります。

○議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

暫時休憩をします。再開は午後1時。

午後から歳入の質疑から始めたいと思いますので、よろしく申し上げます。

休 憩 午後 0時01分

再 開 午後 1時00分

○議長（大河原昭洋） それでは、令和2年度一般会計予算の歳入の質疑を行います。

質疑はございませんか。

9番、岸本眞一郎議員。

○9番（岸本眞一郎） 財源の苦しい中、61億2, 000万円という予算を切っているんですが、歳入の内訳を見ると、やはり大型投資が少なくなったにもかかわらず、繰入金の額が非常に大きい、前年度より1億円少ないという状況ですが。そのために基金残高が今年度の見通しで14億円に急減するという状況が生まれていますが、もう少し予算の精度を上げることによってこういう基金の繰入金を抑制することはできないのか。町債を5億5, 000万円に抑えるということで、そこは十分守られているんですが、この財政を見るときに基金の繰り入れに頼っているというところに若干不安は感じるんですが、その辺はどうでしょう

か。

○議長（大河原昭洋） 矢部総務課長。

○総務課長（矢部 整） 町長の提案理由の中でも、また、私の説明の中でも述べたとおり、歳出の編成に当たっては事業の精査であるとか、見直しということもやった上でかなりの厳しい査定をしております。ただ、どうしても扶助費であるとか公債費、それから人件費等々については固定的な経費は余り下がらないというところがあります。

議員がご指摘のとおり、繰入金を抑制ということは当然考えて予算を編成しておりますが、ただ、基金というものは年度間の財源の調整のために設けてあるものでございますので、どうしても財源が足りないときには繰り入れ、余るようであれば積み立てという操作をさせていただいておるというところでございます。

○議長（大河原昭洋） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） では、ないようですので、次に歳出の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

次に、債務負担行為から地方債についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

最後に、再度一般会計全般にわたっての質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

日程第6、議案第2号 令和2年度智頭町国民健康保険事業特別会計予算の補足説明を求めます。

小谷福祉課長。

○福祉課長（小谷いづ美） 議案第2号 令和2年度智頭町国民健康保険事業特別会計予算です。

予算書146ページからとなります。

歳入歳出の予算の総額は、歳入歳出それぞれ7億6,211万2,000円とします。令和2年1月末現在の国保加入世帯は1,050世帯、被保険者が1,644名となっており、その方の国保事業に係る経費となっております。

歳出につきましては、156ページからをごらんください。

平成30年度からの広域化に伴い、市町村が実施責任主体となっている事務経費に係る一般管理費、特定健診、保健指導に係る保健事業以外は、広域化の影響を受けた数値が基準となっております。

総務費につきましては、職員人件費、共同電算処理手数料、システムに係る経費等を措置しております。

158ページからの保険給付費につきましては、今年度の医療費の伸びの状況を勘案し、0.8%増の推計計上されていますが、元となる金額は平成30年度の医療費となっておりますので、医療費の非常に少なかった平成29年度をもととした前年度予算よりも増加している状況となっております。

160ページからの国民健康保険事業納付金につきましては、市町村が支払う保険給付費を県が市町村に交付するための財源として、県が徴収するものです。金額は県が算出したものになり、県全体の保険給付費の必要額を所得水準や医療水準を考慮して各市町村に配分しております。

162ページの保険事業では、智頭病院に委託しております町ドックや特定健診等事業費を計上しております。また、提案理由にもありました糖尿病性腎症の悪化を防止し、人工透析へ移行することを少しでもおくらせることを目的に、糖尿病性腎症重症化予防事業の委託料を本年度に続いて計上するとともに、特定健診受診率向上のため、未受診者対策等を専門機関に委託する予算を計上しております。

歳入につきましては、151ページからとなります。

153ページにある保険給付に伴った県からの保険給付費交付金、一般会計繰入金、基金繰入金を充て、国保税を調整し予算計上しております。

以上です。

○議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

これから歳入の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

次に、歳出の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

日程第7、議案第3号 令和2年度智頭町簡易水道事業特別会計予算の補足説明を求めます。

藤森水道課長。

○水道課長（藤森啓次） 失礼します。

議案第3号 令和2年度智頭町簡易水道事業特別会計予算であります。

歳入歳出の予算の総額、それぞれ1,227万5,000円とするものでございます。

181ページ、歳出をごらんください。

基本的には、例年どおりではございますが、一般管理費がふえております。これは、提案理由でも説明がございました地方公営企業法適用支援業務委託料、これがほぼ全額でございます。排水費が逆に306万円下がっております。これは、県の支障水道管移転工事費の減額によるもので、工事請負費が下がったことによるものであります。普及費のほうについては例年どおりでございます。

1ページ戻っていただきまして180ページ、歳入であります。

歳入のほうに至りましても、おおむねは通常どおりでございますが、諸収入、これが水道移転補償費が入っております。それと、先ほど説明した県からの補償金の額が下がっておりますので、その分減額となっております。かわりに先ほど支出で説明させていただきました公営企業法適用のこの費用について、簡易水道事業債をもって充てるものであります。

以上です。

○議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

これから歳入の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

次に、歳出の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

日程第8、議案第4号 令和2年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算の補足説明を求めます。

江口税務住民課長。

○税務住民課長（江口礼子） 予算書183ページをごらんください。予算説明資料は特別会計11ページでございます。

議案第4号 令和2年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算。

歳入歳出の総額を、それぞれ638万9,000円としております。

まず、歳出についてですけれども189ページをごらんください。

住宅新築資金貸付事業、宅地取得資金貸付事業で起債の償還に要する経費、一般会計への繰出金をそれぞれ計上しております。また、住宅新築資金等償還推進助成事業では、貸付金償還推進に係る職員人件費と事務経費を計上しております。

次に、歳入ですけれども188ページをごらんください。

30年度末に不納欠損としました債権1件分について、県の補助金ということで75%を計上しておりますし、貸付金元利収入をもって措置しております。

以上です。

○議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

これから歳入の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

次に、歳出の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

日程第9、議案第5号 令和2年度智頭町公共用地先行取得事業特別会計予算の補足説明を求めます。

矢部総務課長。

○総務課長（矢部 整） そういたしましたら、予算書197ページをごらんい

ただきたいと思います。

議案第5号 令和2年度智頭町公共用地先行取得事業特別会計予算につきましては、歳入歳出の総額を、それぞれ2,000円とするものでございます。

では、202ページ及び203ページをごらんいただきたいと思います。

歳入歳出それぞれに、2,000円を計上しておりますが、これは、土地開発基金から生ずる利子を、土地開発基金に積み立てるものでございます。

以上です。

○議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

これから歳入の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

次に、歳出の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

日程第10、議案第6号 令和2年度智頭町公共下水道事業特別会計予算の補足説明を求めます。

江口税務住民課長。

○税務住民課長（江口礼子） 予算書204ページをごらんください。予算説明資料は特別会計12ページです。

議案第6号 令和2年度智頭町公共下水道事業特別会計予算。

歳入歳出予算の総額を、それぞれ2億6,889万8,000円としております。

まず、歳出についてですけれども213ページからとなります。

一般管理ですけれども、これは公共下水道事業に係る職員人件費と事務経費及び各種業務委託料など、施設や設備の維持管理に要する経費であります。また、令和5年度までに地方公営企業法の適用が義務づけられたため、令和2年度から3年間で準備を行うための令和2年度分の費用を計上しております。

215ページの公債費では、下水道事業に伴う長期債の償還利子及び元金などとして、1億6,437万4,000円を計上しております。

次に、歳入についてですけれども 211 ページからとなります。

国庫補助金、使用料、一般会計繰入金、前年度繰越金及び町債をもって措置しております。

以上です。

○議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

これから歳入の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

次に、歳出の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

日程第11、議案第7号 令和2年度智頭町農業集落排水事業特別会計予算の補足説明を求めます。

江口税務住民課長。

○税務住民課長（江口礼子） 予算書224ページをごらんください。

議案第7号 令和2年度智頭町農業集落排水事業特別会計予算。

歳入歳出予算の総額を、それぞれ3億5,950万9,000円としております。

まず、歳出についてですけれども 233 ページからとなります。

一般管理ですけれども、これは農業集落排水事業に係る職員人件費と事務経費及び各種業務委託料など、施設や設備の維持管理に要する費用と、一昨年西日本豪雨災害に伴い被災しました施設の本復旧工事を計上しております。また、公共下水道事業、簡易水道特別会計事業と同様、地方公営企業法適用のための経費を計上しております。

235 ページの公債費では、農業集落排水事業に伴う長期債の償還利子及び元金として、2億4,145万5,000円を計上しております。

次に、歳入についてですけれども、231 ページからのとおり、県補助金、使用料、一般会計繰入金、前年度繰越金及び町債をもって措置しております。

以上です。

○議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

これから歳入の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

次に、歳出の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

日程第12、議案第8号 令和2年度智頭町介護保険事業特別会計予算の補足説明を求めます。

小谷福祉課長。

○福祉課長（小谷いず美） 議案第8号 令和2年度智頭町介護保険事業特別会計予算です。

予算書245ページからとなります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9億5,543万7,000円と定めるものです。この会計は、65歳以上の第1号被保険者及び40歳以上65歳未満の2号被保険者の介護保険事業に係る費用を賄うものです。

歳出につきましては、256ページからとなります。

総務費では職員の人件費、電算処理に要する経費のほか、介護認定審査、調査に係る費用、令和2年度策定予定の第8期介護保険計画に係る費用を計上しております。

258ページからの保険給付費につきましては、令和元年度の給付状況をもとに各サービス費を推計し措置しております。

260ページ下の段からの地域支援事業費につきましては、要支援者の通所介護サービス、訪問介護サービスとともに、今年度から智頭病院に委託して実施しております通所介護サービスC型に係る費用も、介護予防・生活支援サービス事業費で措置しております。

262ページの一般介護予防事業費では、認知症予防教室、介護予防いきいき百歳体操の普及費、町内6カ所で実施している住民主体のサービスでもある森のミニデイ、各集落のミニデイに係る経費を措置し、地域での介護予防に努めます。

265ページでは、地域支援体制整備事業で生活支援コーディネーターの配置を行い、生活圏域での地域での困り事を解決の場などの地域づくりに係る費用を計上しております。また、提案理由にもありましたように、令和2年度からは新たに社会福祉協議会に生活支援コーディネーターを委託配置することとしております。認知症対策につきましても、認知症総合事業を引き続き取り組み、認知症の方やその家族の居場所づくりとして認知症カフェの立ち上げ支援や運営支援補助金を新たに措置しております。

歳入につきましては、252ページから255ページとなっておりますが、国・県基金、町のルール分と保険料、介護予防サービス収入、繰越金で措置しております。

以上で説明を終わります。

○議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

これから歳入の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

次に、歳出の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

日程第13、議案第9号 令和2年度智頭町介護保険サービス事業特別会計予算の補足説明を求めます。

小谷福祉課長。

○福祉課長（小谷いず美） 議案第9号 令和2年度智頭町介護保険サービス事業特別会計予算です。

予算書277ページとなります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,639万2,000円とするものです。この会計は、心和苑及び智頭デイ・サービスセンターの維持管理に要する費用を賄っております。

歳出につきましては、283ページとなります。

主なものは、サービス事業費であり、心和苑、デイサービスの修繕料、保険料

と起債償還に係る経費を計上しております。

歳入につきましては、282ページとなります。

主に一般会計からの繰入金、社協からの寄附金をもって措置しております。

以上です。

○議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

これから歳入の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

次に、歳出の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

日程第14、議案第10号 令和2年度智頭町後期高齢者医療特別会計予算の補足説明を求めます。

小谷福祉課長。

○福祉課長（小谷いず美） 議案第10号 令和2年度智頭町後期高齢者医療特別会計予算です。

歳出歳入予算それぞれ9,773万7,000円とするものです。この会計は75歳以上の方や一定の障がいなどにより認定を受けておられる方が、智頭町では12月末現在1,644名あり、その方々の医療費に係る費用を保険料や負担金として広域連合におさめる会計の費用でございます。

歳入につきましては、町からの繰入金、保険料をもって措置しております。

以上です。

○議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

これから歳入の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

次に、歳出の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

日程第15、議案第11号 令和2年度智頭町水道事業会計予算の補足説明を求めます。

藤森水道課長。

○水道課長（藤森啓次） 失礼します。

議案第11号 令和2年度智頭町水道事業会計予算であります。

水道事業収益は、8,541万4,000円、支出に関しましては、8,081万5,000円としております。

1ページはぐっていただきまして、2ページでございます。

資本的支出、これにつきましては2,343万6,000円、うち建設改良費としては1,503万円、企業債償還金、これは元金の償還に当たるものでありますけど、840万6,000円となっております。

ページをはぐっていただきまして、支出であります22ページからでございます。基本的には例年どおりでございます。

提案理由にありましたアセットマネジメント策定業務、これは資産管理運用につきまして計画を立てて実施するということになっておりまして、この費用を総係費の委託料の中に入れております。

先ほど言いました資本的支出に関しましては、26ページをごらんいただきたいと思っておりますけども、こちらのほうで改良費、工事請負費として老朽管更新工事に1,100万円、その他ポンプ設備、交換合わせて1,452万6,000円としております。

説明は以上でございます。

○議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

これから歳入の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

これから、歳出の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

日程第16、議案第12号 令和2年度智頭町病院事業会計予算の補足説明を求めます。

矢部病院事務部長。

○病院事務部長（矢部久美子） 失礼いたします。

予算書1ページをごらんください。

議案第12号 令和2年度智頭町病院事業会計予算でございます。

収益的収入の総額を17億7,855万3,000円、収益的支出の総額を18億4,843万7,000円とし、2ページに移りまして、資本的収入の総額を2億3,539万4,000円、資本的支出の総額を3億1,286万7,000円とするものでございます。

基本的には改革プランをベースにした上で、前年度実績を反映させる形で収支を積み上げております。業務の予定量としまして、1ページに年間患者数と利用者数を挙げております。ここに印刷はしていないんですけど、これを利用率に換算しますと一般病棟で86.6%、療養型病棟で92.9%、介護・老人保健施設で95.7%と、いずれも80%台後半から95%台というような利用率を見込み、外来患者数におきましては1日当たりを164.6人と見込んだところで

す。

最終的な実質収支はごらんいただいた数字のとおりで、収益的と資本的と両方合わせて約2,000万円余りのマイナスとなる見込みですが、資本的収支に係るものですので、損益勘定留保資金で補填いたします。

以上で説明を終わります。

○議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

これから歳入の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

次に、歳出の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

これで、補足説明及び質疑を終わります。

日程第5、議案第1号から日程第16、議案第12号までの12議案については、委員会条例第5条の規定により、この際議長を除く全議員で構成する予算特別委員会を設置し、会議規則第39条第1項の規定により、これに付託して審査したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（大河原昭洋） 異議なしと認めます。

よって、本案は予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

暫時休憩します。

休 憩 午後 1時27分

再 開 午後 1時27分

○議長（大河原昭洋） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど設置しました予算特別委員会の互選の結果、正副委員長が決まりましたのでご報告します。

委員長に中野ゆかり議員、副委員長に岸本眞一郎議員、以上のとおりです。

日程第17、議案第23号から日程第38、議案第45号までの22議案の補足説明及び質疑を行います。

日程第17、議案第23号 町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定についての補足説明を求めます。

矢部総務課長。

○総務課長（矢部 整） そういたしましたら、議案書の1ページをごらんください。あわせて、議案説明資料の1ページもごらんいただきたいと思います。

議案第23号 町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定につきましては、地方自治法において、地方公共団体の長や職員等の地方公共団体に対する損害賠償責任について、その職務を行うに当たり善意でかつ重大な過失がない場合には、賠償責任を限定して、それ以上の額を免責する旨を条例で定めることができることとなったことに伴い、損害を賠償する責任の一部を免責することに関して、必要な事項を定めるものでございます。

それでは、議案書2ページをごらんいただきたいと思います。

賠償責任の上限を、それぞれ第2条の各号に定める額とするものでございます。

施行期日は、令和2年4月1日からであります。

以上であります。

○議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

なお、この議案については、地方自治法等の一部を改正する法律、平成29年法律第54号附則第2条第7項の規定により、監査委員に意見を求めたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 異議なしと認めます。

よって監査委員に意見を求めることに決定しました。

日程第18、議案第24号 智頭町監査委員条例の一部改正についての補足説明を求めます。

矢部総務課長。

○総務課長（矢部 整） そうしましたら、議案書3ページをごらんください。

あわせて、議案説明資料1ページの下段のほうもごらんいただきたいと思います。

議案第24号 智頭町監査委員条例の一部改正につきましては、地方自治法の一部改正に伴い、引用条項等を改めるものでございます。

それでは、議案書4ページをごらんいただきたいと思います。

第7条で引用する条項の一部を、地方自治法第243条の2の2第3項に、第9条で引用する条項の一部を、同法第235条の2第1項に、それぞれ改めるものであります。あわせて、第7条では一部字句も改めております。また、第15条においては、引用条例名の訂正も行っております。

施行期日は、令和2年4月1日でございます。

以上であります。

○議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

日程第19、議案第25号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についての補足説明を求めます。

矢部総務課長。

○総務課長（矢部 整） そうでしたら、議案書5ページをごらんください。あわせて、議案説明資料2ページの上段もごらんいただきたいと思います。

議案第25号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正につきましては、地方自治法の一部改正に伴い、特別職非常勤職員の任命の適正を確保するため、所要の改正を行うものであります。

それでは、議案書6ページをごらんください。別表第1の表中、特別職非常勤職員から一般職等へ移行する職について除くものでございます。

施行期日は、令和2年4月1日からであります。

以上であります。

○議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

日程第20、議案第26号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についての補足説明を求めます。

矢部総務課長。

○総務課長（矢部 整） そうでしたら、議案書7ページをごらんください。あわせて、議案説明資料2ページの下段もごらんいただきたいと思います。

議案第26号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正につきましては、著しく危険、不快で、不健康な勤務に従事する職員に対して、特殊勤務手当を支給するため、所要の改正を行うものでございます。

それでは、議案書8ページをごらんください。

第2条の特殊勤務手当の区分に、犬捕獲作業従事職員に対する手当、及び犬猫等死がい処理作業従事職員に対する手当を追加し、第9条及び第10条で、それ

ぞれの手当額を、それぞれ1件につき300円とするものでございます。

施行期日は、令和2年4月1日からでございます。

以上であります。

○議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

日程第21、議案第27号 智頭町ふるさと基金条例の一部改正についての補足説明を求めます。

矢部総務課長。

○総務課長（矢部 整） そうしましたら、議案書の9ページをごらんください。あわせて、議案説明資料3ページ上段もごらんいただきたいと思います。

議案第27号 智頭町ふるさと基金条例の一部改正につきましては、寄附者の思いに柔軟に対応できるように、寄附金を財源として行う事業について改めるなど、所要の改正を行うものでございます。

それでは、議案書10ページをごらんください。

寄附金を財源として行う事業の限定をなくすため、事業の区分などを定めた改正前の第2条、第3条及び第4条を削り、あわせて、この改正に伴い積み立てについて定めた第5条、及び処分について定めた第9条を改めるものでございます。11ページの第7条につきましては、改正前の第10条に定める、運用状況の公表対象について改めるものでございます。

施行期日は、公布の日からであります。

以上で説明を終わります。

○議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番、岸本眞一郎議員。

○9番（岸本眞一郎） 町長の提案理由の中でも、この寄附者の思いに柔軟に対応できるようにと、この寄附金を財源として行う事業の限定をなくするものですが、本来寄附者は使用目的というか、こういうものに使っていた

だきたいという思いがあって多分寄附をするんだと思うんです。その中で、その基金を事業の限定をなくすということと、少し何か整合性がないような気がするんですが、その寄附者の思いというのがどうなんでしょう。尊重されるようになるんでしょうか。そこら辺どうでしょうか。

○議長（大河原昭洋） 矢部総務課長。

○総務課長（矢部 整） 議案の10ページのほうをごらんいただきたいと思いますが、事業の区分ということで第2条で寄附金の財源として行う事業、第1号、第2号、それぞれ第1号では緑豊かな自然環境の保全及び活用に関する事業、第2号では魅力あふれるまちづくりに関する事業、すなわち、この2つの事業しか現在では寄附者の思いを充てる事業がないということで、この縛りをなくしてそれぞれその時々で必要となると思われる事業を町のほうで設定して寄附を募る。または、寄附者の方がこのような事業ということで寄附された場合には、それにも充てられるということで、今現在この2つの事業しか充てられる事業が定められないということです。この縛りを取り除くものでございます。

○議長（大河原昭洋） 9番、岸本眞一郎議員。

○9番（岸本眞一郎） 使う側の部分としては限定がないほうが使いやすいという気がするんです。でも、寄附する人の思いというのは、こういうことに使っていただきたいという思いがあると思うので、やっぱりそこら辺がある程度尊重されるような使い方が望ましいのではないかなというぐあいに思うんですが、それと矛盾しないということですね。

○議長（大河原昭洋） 矢部総務課長。

○総務課長（矢部 整） 先ほども説明させていただいたとおり、寄附者の思いを尊重できるように、現在の限定した事業にしか充てられないというものの縛りをなくすために改正を行うものでございます。

○議長（大河原昭洋） 8番、谷口雅人議員。

○8番（谷口雅人） 先ほどの関連してですけれども、主にそれ以外に寄附者が希望してされるようなことは、どういった案件がありますか。

○議長（大河原昭洋） 矢部総務課長。

○総務課長（矢部 整） 現在の智頭町では、何度も申しますがこの2号しか限定しておりませんので、智頭町に寄附される寄附金としてはこの2つしか書かれておりません。ですので、寄附者がどのようなものを望んでおられるかというこ

とは、これから募集方法を考える中で出てこようかと思えますし、町のほうもいま喫緊急がれる資金を必要とするような事業を例示して、そのような形での寄附を募りたいとは考えております。

以上です。

○議長（大河原昭洋） よろしいですか。ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

日程第22、議案第28号 智頭温水プールの管理に関する条例の一部改正についての補足説明を求めます。

國岡教育課長。

○教育課長（國岡厚志） それでは、議案12ページ、説明資料概要の3ページをごらんください。

議案第28号 智頭温水プールの管理に関する条例の一部改正について。

利用料金の見直しに伴い、智頭温水プールの管理に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項の規定により本議会の議決を求めるものでございます。

それでは、13ページをごらんください。

利用料金の減免につきましては、第10条で改正前の括弧書きの1と2を削除し、第10条を町内の保育園、小・中学校が保育または授業等として利用する場合と改めるものでございます。別表の第9条関係で、それぞれ利用料金を改めるものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番、中野ゆかり議員。

○11番（中野ゆかり） 第10条の1番のところを心身障がい者等がという部分を削除するということは、心身障がい者等は減免の対象にはならないということでしょうか。

○議長（大河原昭洋） 國岡教育課長。

○教育課長（國岡厚志） (1)につきましては、福祉課の事業で助成の措置を

とるようにしております。

○議長（大河原昭洋） 小谷福祉課長。

○福祉課長（小谷いず美） 利用料金のほうを福祉課のほうの対象者になります。身体障がい者等について、要綱のほうで費用のほうを補助するというふうな形で、条例のほうに載せるのではなくて利用料金は利用料金である中を、福祉課としては要綱で補助する制度は変わりなく予算を組んでおります。

○議長（大河原昭洋） 11番、中野ゆかり議員。

○11番（中野ゆかり） では、料金に関してですが、プール利用の一般1日1回につき500円というのが変わっておりません。これは、間違いなのかなと、回数券を買わないほうが安いぞというようなことになりましたが、これは500円というのは改正後の500円もこれは正しい価格でしょうか。

○議長（大河原昭洋） 國岡教育課長。

○教育課長（國岡厚志） これに間違いはございません。利用料金の改定につきましては、経営の安定化を図るため、主にスクールの会員の会費で収益を確保するためでございます。

以上でございます。

○議長（大河原昭洋） 11番、中野ゆかり議員。

○11番（中野ゆかり） そうであるならば、回数券は5,500円というのはいかなるものでしょうか。回数券を買ったほうが高くなりませんか。ここの整合性がとれないのではと思うのですが。

○議長（大河原昭洋） 國岡教育課長。

○教育課長（國岡厚志） 済みません。13ページの利用料金の表の1番上のところの1人1回500円と記載をしておりますが、これはミスプリントで550円の間違いでございます。

○議長（大河原昭洋） 國岡教育課長、資料の訂正を求めますのでよろしく願いします。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

日程第23、議案第29号 国重要文化財石谷家住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正についての補足説明を求めます。

國岡教育課長。

- 教育課長（國岡厚志）　　それでは、議案 15 ページ、議案説明資料 4 ページを
ごらんください。

議案第 29 号 国重要文化財石谷家住宅の設置及び管理に関する条例の一部改
正について。

観覧料の見直しに伴い、国重要文化財石谷家住宅の設置及び管理に関する条例
の一部を改正することについて、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により本議会
の議決を求めるものでございます。

改正内容につきましては、16 ページの表のとおり観覧料を改めるものでござ
います。

以上です。

- 議長（大河原昭洋）　　説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（大河原昭洋）　　質疑なしと認めます。

日程第 24、議案第 30 号 智頭デイ・サービスセンターの設置及び管理に関
する条例の一部改正についての補足説明を求めます。

小谷福祉課長。

- 福祉課長（小谷いず美）　　議案書 17 ページ、議案説明資料 4 ページの下段と
なります。

議案第 30 号 智頭デイ・サービスセンターの設置及び管理に関する条例の一
部を改正する条例についてです。

障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に
より、障がい者が智頭デイ・サービスセンターを利用することが可能となったた
め、所要の改正を行うことについて地方自治法第 96 条第 1 項の規定により本議
会の議決を求めるものです。

それでは、議案書 18 ページをごらんください。

第 2 条に障がい者を、第 3 条の資料に障がい者の日常生活及び社会生活を総合
的に支援するための法律第 41 条の 2 第 1 項に規定する共生型生活介護に関する
ことを加え、第 8 条の利用料の徴収においても同様に、障がい者の日常生活及び

社会生活を総合的に支援するための法律に基づいて徴収することを加え、智頭デイ・サービスセンターにおいて高齢者のみでなく障がい者も利用できるよう、今回改正を行うものです。

なお、施行は公布の日からとするものです。

以上です。

○議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

日程第25、議案第31号 智頭町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についての補足説明を求めます。

江口税務住民課長。

○税務住民課長（江口礼子） 議案書19ページをごらんください。議案説明資料は5ページとなります。

議案第31号 智頭町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてですけれども、消費税及び地方消費税が引き上げられたことに伴いまして、指定工事店の指定に係る手数料についても改正を行っておりましたが、手数料には消費税を課さないということでこのたび改正を行い、本議会の議決を求めるものです。

以上です。

○議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

日程第26、議案第32号 智頭町下水道条例の一部改正についての補足説明を求めます。

江口税務住民課長。

○税務住民課長（江口礼子） 議案書21ページをごらんください。議案説明資料は同じく5ページとなります。

議案第32号 智頭町下水道条例の一部改正について。

議案第31号と同様に、手数料に消費税を課さないよう改正を行うものです。
以上です。

○議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

日程第27、議案第33号 智頭町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正についての補足説明を求めます。

江口税務住民課長。

○税務住民課長（江口礼子） 議案書23ページをごらんください。説明資料は6ページとなります。

議案第33号 智頭町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございますけども、民法の一部改正により所要の改正を行うものです。

内容といたしましては、連帯保証人が保証する極度額に6カ月という上限額を設けるものと、それから、退去時に入居者に求めています損耗分に係る原状復帰について明記する。3番目といたしまして、住宅使用料等の滞納防止のために入居者資格要件を追記するものです。

施行期日は公布の日としておりますけども、（1）の連帯保証人に関します内容につきましては、4月1日としております。

以上です。

○議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番、岸本眞一郎議員。

○9番（岸本眞一郎） この町長の提案理由の33号については、連帯保証人制度が見直されたことに伴い所要の改正を行うものと書いておりますが、この議案書では2人は変わらないんですね。ここはどこがどう見直されたんでしょうか。

○議長（大河原昭洋） 江口税務住民課長。

○税務住民課長（江口礼子） 保証人の人数については変えておりません。ただ、その保証人の方が保証します限度というのを設定しております。

○議長（大河原昭洋） 9番、岸本眞一郎議員。

○9番（岸本眞一郎） それでもう一つ、これは次の案件ですが特公賃のほうでは連帯保証人が1人ですね。本来なら、家賃が高いほうが保証人が1人で、家賃が安いほうが保証人が2人いるというのは、どうも制度上整合性がないような気がするんですが、ここの連帯保証人が2人いるという要因はどのようなものなのでしょうか。

○議長（大河原昭洋） 江口税務住民課長。

○税務住民課長（江口礼子） お1人だと、家賃が滞った場合にということで2人設定しております。特公賃のほうにつきましては、収入が高い方が入っていたくということ1人ということ設定をしております。

以上です。

○議長（大河原昭洋） 9番、岸本眞一郎議員。

○9番（岸本眞一郎） 本来なら、収入が高い人が入っているから保証人が1人でいい、もう一方は町営住宅、収入が安定していないので保証人が2人いるというとならえ方は少し問題があるのではないのでしょうか。私は、本来なら家賃が高いところが家賃滞納があったときに滞納額が多くなりますね、当然そのときに1人の保証人では難しいので2人にするというなら話がわかるんです。

一方では、この町営住宅、家賃高いところで1万2,000円ですね。このところに2人つけねばならないというところに、少し制度に矛盾があるような気がするんですが、ここは検討の余地があるのではないのでしょうか。

○議長（大河原昭洋） 江口税務住民課長。

○税務住民課長（江口礼子） ご意見を踏まえまして、今後検討していきたいと思えます。

○議長（大河原昭洋） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

日程第28、議案第34号 智頭町特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正についての補足説明を求めます。

江口税務住民課長。

○税務住民課長（江口礼子） 議案書26ページをごらんください。説明資料は6ページとなります。

議案第34号 智頭町特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございますけども、先ほどの第33号と同様に民法の改正によりまして所要の改正を行うものです。

以上です。

○議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番、岸本眞一郎議員。

○9番（岸本眞一郎） 先ほどのところで質問すればよかったんですが、この第6条に資格ですね、市町村税を滞納してないことが明らかなものであるということは、多分入居するときにはこの資格というのが当然生きてくると思うんですが、もし入って以降にこの町村税を滞納したときにはどういう対応になるんでしょうか。

○議長（大河原昭洋） 江口税務住民課長。

○税務住民課長（江口礼子） 市町村税を滞納したという要件で退去ということにはならないと考えております。ただ、課内と連携をとりまして滞納がないように対応していきたいと考えております。

○議長（大河原昭洋） 9番、岸本眞一郎議員。

○9番（岸本眞一郎） 努力するのは当然ですが、もし入居後に滞納したときに、原則として滞納があれば入居資格がなくなるという判断になるのか、その辺はどういうお考えでしょうか。

○議長（大河原昭洋） 江口税務住民課長。

○税務住民課長（江口礼子） 家賃の滞納ですと退去等々の内容がありますがけれども、市町村税を滞納したという理由で即退去ということにはならないと考えております。

○議長（大河原昭洋） ほかにありませんか。

11番、中野ゆかり議員。

○11番（中野ゆかり） 第21条の（4）なんですけれども、退去時には必ずふすまや畳を張りかえなければいけないというような内容の理解でいいですか。

○議長（大河原昭洋） 江口税務住民課長。

○税務住民課長（江口礼子） はい、そのとおりです。

○議長（大河原昭洋） 11番、中野ゆかり議員。

○11番（中野ゆかり） 入居して何年とかいうようなくくりはなく、入居して例えば1、2カ月入居して退去しました、2カ月後に退去しましたでもふすまや畳は張りかえなければいけない、というようなことでしょうか。

○議長（大河原昭洋） 江口税務住民課長。

○税務住民課長（江口礼子） 原則は退去時には張りかえるということですが、1カ月、2カ月ということで状況を見まして勘案というのは現在も行っております。

○議長（大河原昭洋） よろしいですか。ほかにありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

日程第29、議案第35号 企業職員等の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についての補足説明を求めます。

矢部総務課長。

○総務課長（矢部 整） そうしましたら、議案書28ページをごらんいただきたいと思います。

議案第35号 企業職員等の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正につきましては、会計年度任用職員制度導入に伴い、所要の改正を行うものでございます。

議案書29ページをごらんください。

第19条に定める規定を、「賃金等で雇用する」から、「会計年度任用職員等として任用する」と改めるものでございます。

施行期日は、令和2年4月1日からであります。

以上であります。

○議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

日程第30、議案第36号 智頭町消防団条例の一部改正についての補足説明を求めます。

矢部総務課長。

○総務課長（矢部 整） 議案書30ページをごらんください。

議案第36号 智頭町消防団条例の一部を改正する条例でございます。

消防団員の処遇改善を図るため、消防団員報酬の見直しを行うことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

それでは、議案書31ページをごらんください。

第12条のとおり、消防団員年額報酬を、階級にかかわらず一律2,000円増額するものでございます。

施行期日は、令和2年4月1日からであります。

以上であります。

○議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

暫時休憩します。

（長石教育長 退席）

○議長（大河原昭洋） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第31、議案第37号 智頭町教育委員会教育長の任命についての補足説明を求めます。

國岡教育課長。

○教育課長（國岡厚志） それでは、議案32ページをごらんください。

議案第37号 智頭町教育委員会教育長の任命について。

令和2年3月31日で任期満了となる長石彰祐氏、智頭町大字西宇塚485番地、昭和31年1月3日生まれ、を引き続き任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、本議会の同意を求めるものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大河原昭洋) 質疑なしと認めます。

暫時休憩します。

(長石教育長 復席)

○議長(大河原昭洋) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第32、議案第38号 公の施設における指定管理者の指定について(旧山形小学校)の補足説明を求めます。

酒本企画課長。

○企画課長(酒本和昌) それでは、議案書33ページをごらんください。

議案第38号 公の施設における指定管理者の指定についてでございます。

公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第3項の規定により、本議会の議決を求めるものでございます。

公の施設の名称、旧山形小学校。指定管理者、八頭郡智頭町大字郷原238番地、恋山形運営協議会会長 村上敦美。指定の期間、令和2年4月1日から令和5年3月31日まで。指定の理由、旧山形小学校の活用に伴い、地域振興の発展を推進するため、地域活性化を担う恋山形運営協議会を指定管理者として指定しようとするものでございます。

以上です。

○議長(大河原昭洋) 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番、岸本眞一郎議員。

○9番(岸本眞一郎) 指定管理するときには、多分原則で公募をかけると思うんですが、今回もこれは基本的には公募をかけて、最終的にはここが指定管理者にということなんでしょうか。

○議長(大河原昭洋) 酒本企画課長。

○企画課長(酒本和昌) 旧小学校の活用につきましては、従前から地区振興協議会に委ねるという方針を立てておりましたので、今回は公募せず、現在管理運営していただいているところをお願いしております。

○議長（大河原昭洋） 9番、岸本眞一郎議員。

○9番（岸本眞一郎） 原則こういう指定管理のときには公募をかけてという原則があるんだけど、今回はこれまでの経過があるんで、公募をかけずにこの振興協議会を指定管理者という経過になったんでしょうか。そこら辺ちょっと確認です。

○議長（大河原昭洋） 酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） そのとおりでございます。

○議長（大河原昭洋） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

日程第33、議案第39号 公の施設における指定管理者の指定について（旧那岐小学校）の補足説明を求めます。

酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） それでは、議案書34ページをごらんください。

議案第39号 公の施設における指定管理者の指定について（旧那岐小学校）。

これは、公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第3項の規定により、本議会の議決を求めるものでございます。

公の施設の名称、旧那岐小学校。指定管理者、八頭郡智頭町大字大背205番地、いざなぎ振興協議会会長 大谷豪太郎。指定の期間、令和2年4月1日から令和5年3月31日まで。指定の理由、旧那岐小学校の活用に伴い、地域振興の発展を推進するため、地域活性化を担ういざなぎ振興協議会を指定管理者として指定するものでございます。

以上です。

○議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

日程第34、議案第40号 公の施設における指定管理者の指定について（旧山郷小学校）の補足説明を求めます。

酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌）　　それでは、議案書 35 ページになります。

議案第 40 号　公の施設における指定管理者の指定について（旧山郷小学校）。

これは、公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定により、本議会の議決を求めるものでございます。

公の施設の名称、旧山郷小学校。指定管理者、八頭郡智頭町大字福原 19 番地、山郷地区振興協議会会長　中村公生。指定の期間、令和 2 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで。指定の理由、旧山郷小学校の活用に伴い、地域振興の発展を推進するため、地域活性化を担う山郷振興協議会を指定管理者として指定するものでございます。

以上でございます。

○議長（大河原昭洋）　　説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋）　　質疑なしと認めます。

日程第 35、議案第 41 号　智頭町過疎地域自立促進計画の変更についての補足説明を求めます。

酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌）　　それでは、議案書 36 ページ、議案説明書 8 ページをごらんください。

議案第 41 号　智頭町過疎地域自立促進計画の変更について。

これは、過疎地域自立促進計画の見直しに伴い、所要の改正を行うものでございます。

議案書 37 ページをごらんください。

3、交通通信体系の整備情報化及び地域間交流の促進において三田中田線改良、奥本河津原線改良を事業を追加するものでございます。

議案書 39 ページをごらんください。

3の自立と持続を推進するまちづくり交付金のところの防災ハザードマップ更新を追加するものでございます。

38 ページにつきましては、文言の訂正・追加を行うものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

日程第36、議案第42号 鳥取市及び八頭郡智頭町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の変更についての補足説明を求めます。

酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） 議案書40ページになります。

議案第42号 鳥取市及び八頭郡智頭町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の変更について。

これは、鳥取市及び八頭郡智頭町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の一部を、地方自治法第252条の2第4項の規定により、本議会の議決を求めるものでございます。

議案書41ページをごらんください。

変更前と比較し、変更後に兵庫県美方郡香美町を追加するものでございます。

以上です。

○議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

日程第37、議案第44号 字の区域の変更についての補足説明を求めます。

岡田地籍調査課長。

○地籍調査課長（岡田光弘） 議案書43ページ、説明資料の8ページをごらんください。

議案第44号 字の区域の変更についてでございます。

こちらは、芦津地域の地籍調査事業実施に伴いまして、地形の実態に整合するように字の区域の変更を行うものでございます。なお、変更の内容につきましては議案書44ページの一覧表のとおりです。

以上です。

○議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

日程第38、議案第45号 字の区域の変更についての補足説明を求めます。

岡田地籍調査課長。

○地籍調査課長（岡田光弘） 議案書45ページ、議案説明資料9ページをごらんください。

議案第45号 字の区域の変更についてでございます。

こちらは、真鹿野地区の地籍調査事業で、同じく地形の実態に整合するように字の区域の変更を行うものでございます。変更内容は、議案書46ページの一覧のとおりでございます。

以上です。

○議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

これから日程第39、議案第13号から日程第49、議案第43号までの11議案の補足説明及び質疑を行います。

なお、この11議案については本日可否の決定を行います。

日程第39、議案第13号 令和元年度智頭町一般会計補正予算（第6号）の補足説明を求めます。

矢部総務課長。

○総務課長（矢部 整） そういたしましたら、補正予算書1ページをごらんください。

議案第13号 令和元年度智頭町一般会計補正予算（第6号）でございます。

歳入歳出の総額から、7,085万8,000円を減額し、それぞれ69億5,736万1,000円とするものでございます。

まず、歳出についてですが、別に配付しております令和元年度3月補正予算概

要と、補正予算書により説明させていただきます。

全事業にわたって、人件費及び各事業の決算見込みに基づく調整を行っておりますとともに、あわせて、各特別会計の補正に伴い、各特別会計への繰出金の調整を行っております。

それでは、概要書の1ページ、補正予算書21ページの議会費から行います。議会費では、決算見込みに基づき議員報酬などを減額しております。

同じく予算書の21ページからは総務費ですが、21ページの一般管理費、及び22ページの財産管理費につきましては、決算見込みに基づく調整であり、22ページの公共施設管理事業では、旧小学校施設の燃料費及び光熱水費、消火器更新費用の増額を行うとともに、廃棄物処理手数料を減額しております。

22ページから23ページにかけてのまちづくり推進費では、まちづくり事務費で、決算見込みに基づく人件費及び事業費の調整のほか、東部広域行政管理組合運営費負担金の増を、また、おせっかい奨学金基金積立金を、水力発電周辺地域整備事業では、契約実績に基づく事業費の減額を、移住定住促進事業では、実績見込みに基づく事業費の調整のほか、UJIターン住宅支援事業など補助金の減額を、地域情報化推進事業では、物件移転等補償費の増額のほか、備品購入費など実績見込みに基づく事業費の調整を行っております。また、百人委員会費、太陽光発電システム推進事業、まちづくり支援事業では、これも実績見込みに基づく事業費の減額を、それぞれ措置しております。

23ページから24ページにかけては地域活性化推進費ですが、日本1/0村おこし運動、疎開保険事業、智頭農林高校連携推進事業につきましては、いずれも決算見込みに基づく減額であります。地域支援事業では、設計変更に伴う富沢コミュニティセンター新築工事費の増額を措置しております。

24ページの交通対策費コミュニティバス運行事業では、地方バス路線維持対策費補助金の増額を、諸費の諸税等還付金では、諸税等還付金の増額を、ここから概要書は2ページとなりますが、財政調整基金費では、定期預金統合に伴う解約利子分の積立金を、それぞれ措置しております。

25ページの税務総務費及び戸籍住民基本台帳費は、人件費の調整であり、賦課徴収費では、預貯金等照会手数料の減額を措置しております。

25ページから27ページにかけての選挙費では、鳥取県知事選挙費、鳥取県議会議員選挙費、参議院議員選挙費、各選挙の結果に基づきましてそれぞれ減額

を行っております。

27ページの統計調査費では、農林業センサスの調査員報酬の増額を、また、経済センサス調査費の減額を、監査委員費では費用弁償の減額を、それぞれ措置しております。

28ページから民生費です。社会福祉費の社会福祉総務費では、人件費の調整のほか、地域支え合い基盤づくり事業補助金、国民健康保険事業特別会計繰出金の減額を、障害者福祉費では、東部広域行政管理組合障害者自立支援認定審査費負担金、それから重度障がい児者支援事業補助金の減額を、地域生活支援事業では訪問入浴サービス事業費の減額を、特別障害者手当等支給事業では特別障害者等手当の減額を、それぞれ措置しております。

老人福祉費では、老人福祉費で、決算見込みに基づく減額を、また、介護保険特別会計繰出金の減額を、ここから概要書は3ページとなります。後期高齢者医療事務事業では、後期高齢者医療連合負担金の増額、及び後期高齢者医療特別会計繰出金の減額を、特別医療費では、特別医療助成費の増額を、また、同和対策事業では、施設修繕料の見込みの減を、社会福祉施設費の総合相談充実事業では、生活相談員賃金及び社会保険料の実績減を、それぞれ措置しております。

29ページ、子育て支援推進費の子育て推進事務では、我が家で子育て応援給付金の減額を、放課後児童クラブでは、支援員賃金の減額を、育児支援家庭訪問事業では、家庭訪問支援員賃金の減額を、森のようちえん事業では、第2子分無償化制度移行に伴う保育料軽減事業補助金の減額を、それぞれ措置しております。

保育園費の保育園事務費では、広域入所委託料、システム改修委託料、広域入所負担金及び地域型保育給付費負担金の減額を、ちづ保育園事務費では、人件費の調整のほか賃金他の減額を、それぞれ措置しております。

30ページとなります。母子父子福祉費では、児童扶養手当給付事業で手当の減額を、母子父子生活支援事業で、母子生活支援施設入所扶助費など扶助費の減額を、児童館費では、久志谷児童館費で臨時職員賃金の減額を、児童手当給付事業では手当の減額を、それぞれ措置しております。

生活保護総務費の生活困窮者自立相談支援事業では、住宅確保給付金の減額を措置しております。

衛生費の保健衛生総務費では、人件費の調整を、予防費の各種予防事業では、各種予防接種委託料及び手数料の減額を、環境衛生費の火葬場管理事業では、火

葬場解体等調査設計業務委託料及び東部広域行政管理組合火葬場管理費負担金の減額を、特定空家対策事業では、特定空家等解体撤去事業費補助金の減額を、それぞれ措置しております。

31ページ、母子衛生費の乳児等保険相談事業では、乳児健診ほか手数料の減額を、ここから概要書は4ページとなります。妊婦保健相談事業では、妊婦健診ほか手数料のほか産後ケア事業などの委託料の減額を、健康増進事業費では、健康診査事業で健康診査委託料の減額を、それぞれ措置しております。

じん芥処理費では、一般廃棄物焼却事務委託料のほか、東部広域行政管理組合不燃物及び可燃物処理費負担金の減額を、し尿処理費では、これも東部広域行政管理組合し尿処理費負担金の増額を、合併処理浄化槽費では設置事業補助金の減額を、それぞれ措置しております。

32ページの簡易水道施設費では、簡易水道事業特別会計繰出金の減額を、病院施設費では、病院事業会計繰出金の増額を、労働費の労働諸費では、特定新規学卒者就職支度金の減額を、それぞれ措置しております。

農林水産業費、農業費の農業委員会費では、農業委員会費及び農業経営基盤強化措置特別会計事務で県補助金決定に伴う財源の組みかえを、機構集積支援事業では、財源組みかえのほか臨時職員通勤手当の減額を、それぞれ措置しております。

32ページから34ページにかけての農業振興費では、農業振興費から、概要書は5ページとなる、農地中間管理事業までの各事業について、決算見込みに基づく事業費の調整を行っております。

34ページの畜産業費では、畜産共進会助成事業費補助金の減額を、地籍調査費では、事業の確定に伴う事業費の調整を、35ページの農業集落排水費では、農業集落排水事業特別会計繰出金の減額を、それぞれ措置しております。

35ページから36ページにかけての林業費、林業振興費では、森づくり作業道整備事業から森林経営管理推進事業までの各事業について、決算見込みに基づく事業費の調整を、それぞれ措置しております。造林事業費の町有林造林事業では、県営林道事業未執行に伴い、支障木積み込み運搬に係る造林事業委託料の減額を、それぞれ措置しております。

概要書6ページになります。予算書は36ページから37ページにかけての林道費では、林道維持管理事業で、決算見込みに基づく事業費の調整を、県営林道

事業で、事業費の確定による用地購入費及び負担金の減額を、公共林道事業では、県補助金の追加交付決定に伴う事業費の増額を、それぞれ措置しております。

37ページの商工費の商工振興費、観光費の観光事業では、決算見込みに基づく事業費の調整を措置しております。同じく観光費の観光施設管理事業では、施設修繕料の増額のほか工事請負費の実績減を、37ページから38ページにかけての国際交流事業では、交流事業中止に伴う事業費の減額を、それぞれ措置しております。

38ページの土木費、土木総務費では、土木総務費で人件費の調整を、安全安心なまちづくり推進事業で、実績に基づき木造住宅耐震診断事業委託料、震災に強いまちづくり推進事業補助金など補助金の減額を、38ページから39ページにかけての道路維持費の道路維持事業では、修繕料及び工事請負費の増額のほか道路等愛護事業交付金の減額を、除雪事業では、備品購入費の実績減を、それぞれ措置しております。

39ページの道路新設改良費では、道路新設改良事業で県土木事業負担金の減額を、社会資本整備総合交付金事業では、事業費の精算に伴う調整を、40ページの下水道事業費では、公共下水道事業特別会計繰出金の減額を、それぞれ措置をしております。

消防費の常備消防費では、八頭消防署智頭出張所建設工事に係る用地造成工事の附帯工事に要する経費のほか、東部広域行政管理組合消防費負担金の増額を、非常備消防費では、実績による報償費、旅費、備品購入費、消防団員準中型免許取得補助金の減額を、概要書は7ページとなりますが、消防施設費では、事業実績見込みに基づく事業費の調整を、41ページの防災費では、これも実績見込みに基づく事業費の調整のほか、みんなで取り組む安全安心活動支援事業補助金の実績減を、それぞれ措置しております。

41ページの教育費、事務局費の事務局費では、旅費、県立養護学校通学費委託料及び小中学生通学費補助金の実績見込みに基づく減額のほか、教育施設整備基金の定期預金統合に伴う解約利子分の積立金を、外国語指導助手招致事業事業では、指導助手報酬の減額を、特別支援教育総合推進事業では、国庫補助金決定に伴う財源組みかえを、それぞれ措置しております。

41ページから42ページにかけての小学校費、智頭小学校管理事業及び智頭小学校教育振興事業では、決算見込みに基づく事業費の調整であり、42ページ

の中学校費、中学校管理事業、中学校教育振興事業及び地域に学ぶワクワクちづ事業につきましても、決算見込みに基づく事業費の調整であります。なお、智頭小学校管理事業及び中学校管理事業では、児童生徒一人一人にタブレットを配置するため、情報ネットワーク環境を整備する経費を措置しております。

42ページから43ページにかけての社会教育総務費の、社会教育事務費から家庭教育学級事業までの各事業、また、地区公民館費は、決算見込みに基づく事業費の調整であります。社会教育施設費では、久志谷集会所職員に係る人件費を皆減しております。

43ページから44ページにかけての文化財整備活用費では、歴史の道整備活用推進事業で、工事請負費の増額を、石谷邸保存活用整備事業では、決算見込みに基づき事業費の調整を、ここから概要書は8ページとなります。図書館費の図書館費では、人件費の調整のほか社会保険料の減額を、新図書館建設事業では、消耗品費及び設計監理委託料の減額のほか工事請負費の増額を、社会同和教育費では、講師等謝金及び高等学校等修学奨励金の減額のほか就学支度金の増額を、それぞれ措置しております。

45ページ、保健体育総務費の体育振興費及び学校給食は、決算見込みに基づく事業費などの調整であり、体育施設費では、作業人夫賃の減額のほか温水プール空調熱源機器改修工事ほか工事請負費の実績額を、それぞれ措置しております。

45ページの林道施設災害復旧費及び46ページの道路橋梁災害復旧費につきましては、いずれも事業量の確定に伴う事業費の精算であります。

以上、合計7,085万8,000円の減額補正となっております。

次に、歳入についてですが、補正予算書9ページをごらんください。

町税から町債まで、歳入と同額の合計7,085万8,000円の減額となっておりますが、いずれも実績及び決算見込みに基づくものでございます。

主なものは、地方交付税を現段階での実績により増額し、国庫支出金では、公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金を、また、林業成長産業化総合対策補助金の増額を、繰入金では教育施設整備基金繰入金、財政調整基金繰入金などの減額を、町債では学校教育施設等整備事業債、過疎債の社会教育施設整備事業債の増額を、それぞれ措置しているところでございます。

以上であります。

○議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

暫時休憩をします。

再開は14時40分、議場の時計でお願いします。

休 憩 午後 2時28分

再 開 午後 2時40分

○議長（大河原昭洋） 休憩前に引き続き会議を開きます。

江口税務住民課長より発言の訂正を求められておりますので、許可させていただきたいと思います。

江口税務住民課長。

○税務住民課長（江口礼子） 失礼します。訂正をさせていただきます。

先ほどの岸本議員からの議案第33号、34号の中で保証人の数のことをお問い合わせがありまして、私が答えさせてもらったのが間違っておりましたので訂正させていただきます。

議案第33号、34号とも、保証人の数については2名の方を設定させていただいております。

以上です。

○議長（大河原昭洋） それでは、資料の訂正のほうもお願いできますか。

江口税務住民課長。

○税務住民課長（江口礼子） 読みかえということで資料の訂正はないんですけども、表記の仕方が町営住宅のほうにつきましては2名というふうに表記してありまして、特公賃のほうにつきましては、連帯保証人ということでは書いてありませんので、人数は書いてないんですけども、保証人のほうは2名ということで文言の訂正はないです。

○議長（大河原昭洋） 議案の文言の訂正はないということで、よろしいですか。

岸本議員よろしいですか。

では、そのとおりで、理解の部分で、どちらも連帯保証人は2名ということでご理解をいただきたいと思います。

それでは、これから、令和元年度智頭町一般会計補正予算の質疑を行います。

この議案に対する質疑は、歳入、歳出、繰越明許費から地方債の補正の3区分に分けて行います。

なお、質疑に当たりましては、必ずページ数を示してください。

では、歳入の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大河原昭洋) 質疑なしと認めます。

次に、歳出の質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番、河村仁志議員。

○4番(河村仁志) 本冊44ページ、図書館費、工事請負費の部分ですが、あれは実際ハイテンションボルトが入らずに工事が滞っておるということですが、今後今回のウイルスの件で中国からの材料も入りが悪くて、建築資材がとまっていくという状況ですが、今後まだ補正よりかなり金額がふえるような気がするんですけど、いかがお考えでしょうか。

○議長(大河原昭洋) 國岡教育課長。

○教育課長(國岡厚志) 河村議員がおっしゃるとおり、中国の工場がとまっている関係で、主に衛生器具、トイレであるとか手洗いの関係なんですけど、それが今注文がストップしているような状況であります。ただ、今回補正をしておりますので、工期が納入によって延びることはあり得るかもしれないんですけど、工事の金額は今回の補正の範囲内で対応できると思っております。

以上です。

○議長(大河原昭洋) ほかにありませんか。

8番、谷口雅人議員。

○8番(谷口雅人) 22ページのまちづくり推進費から、表記につきましては23ページの下段のほうにあります物件移転補償費ですけど、これは何になりますか。

○議長(大河原昭洋) 酒本企画課長。

○企画課長(酒本和昌) 地域情報化推進事業に係る物件移転補償費になります。今回の補正は決算見込みによる増とさせていただきます。

○議長(大河原昭洋) 谷口雅人議員。

○8番(谷口雅人) 対象物件というのは見込みだけと言われても、対象物件が何なのかというのがちょっとわからないんですけど。

○議長(大河原昭洋) 酒本企画課長。

○企画課長(酒本和昌) これは予測できるものと予測できないものが通常あり

ますので、見込みということで予算要求させていただいております。

○議長（大河原昭洋） 事業の具体的なところを教えてください。

酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） 例えば電柱を移転したときとか、そういったものときに物件移転補償とかが発生するというふうに考えております。

○議長（大河原昭洋） よろしいですか。

9番、岸本眞一郎議員。

○9番（岸本眞一郎） 同じく地域活性化推進費の工事請負費、24ページですね、この4,000万円の内訳です。追加資料で出ているんですが、1つ、建物が当初設計したものよりこれは面積がふえている、当初は301平米、今回これが315.18平米となっているんですが、これは増築になっているんでしょうか。そこら辺ちょっと確認したいんですが。

○議長（大河原昭洋） 酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） 本体の大きさはさほど変わっていないと、今回の補正の額には影響していない、多少はあるかもしれませんが大きな影響ではないと考えております。ただ、今回はアスファルト舗装とか、場所が移設したことにより、総務常任委員会でも何度か説明させていただきましたけども、場所を移動したことによる影響する工事費がふえたということで、予算要求をさせていただいているところでございます。

○議長（大河原昭洋） 9番、岸本眞一郎議員。

○9番（岸本眞一郎） 当然、入札で落としたときには古いままの図面に基づいて多分業者は入札したと思うんですね。既に入札が済んで業者が決まっちゃったね。そのときにはこの古い黒塗りのところの建築図面で入札をしたんじゃないかと思うんですが、今回、この9,350万円の中に例えば面積が多少ふえた分もあって、その部分もこの中に総額が含まれているという見方でよろしいのか。それとも、補正と契約との金額は別々なのか。ちょっとそこら辺を。

○議長（大河原昭洋） 酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） 何度も説明させていただいておりますけども、まず、本体の大きさはさほど変わっていないというのが先ほども説明させていただきました。このたび入札した内容につきましては、場所が変更した上での入札とさせていただいております。ただ、全てをアスファルト舗装の面積をふやしたりだと

か、倉庫というようなどこもありましたけども、そういったものを外して予算の範囲内で入札できる額での入札をさせていただいたということでご理解いただきたいと思います。

○議長（大河原昭洋） 9番、岸本眞一郎議員。

○9番（岸本眞一郎） 私が聞いているのは、さほど変わってないということの説明なんだけど、実際には古いものが場所が変わっただけでこっちに来たというものでないんですね。若干面積変わってますね、それで若干工事費に影響しているんじゃないかなという気がしたもので、ちょっとそこら辺の確認がしたかったんですが、全く旧来のものが場所が移転しただけではない、ちょっとその確認です。

○議長（大河原昭洋） 酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） 場所が移動したことによって大きく影響したという内容なんですけども、総務常任委員会的时候も説明させていただきましたけども、大きいものは舗装ですね、アスファルト舗装の面積が大きくなったということと、その移動したことによって電気の配線の工事が増加、あと、排水の工事も増加したというのが大きな要因でございます。

本体の大きさにつきましては、多少は変わっておりますけども、工事費が大きく動いた原因には、多少はなるんですけども、その大きな要因にはないというふうな認識でございます。

○議長（大河原昭洋） 酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） 本体の面積の違いは、例えばワークショップを行っておりますので、当初なかった例えばバーベキュースペースが欲しいだとか、そういったところで若干の変更はあるとは思っておりますが、今回の変更の増加による大きな要因としましては何度も申しますけども、そこが大きな原因だとは思っていないということでございます。

○議長（大河原昭洋） ほかにありませんか。

9番、岸本眞一郎議員。

○9番（岸本眞一郎） 図書館費の工事費、委員会で若干説明があったんですが。

○議長（大河原昭洋） ページ数を指定してください。

○9番（岸本眞一郎） 44ページ。工事請負費です。地中に障害物があって、それを掘り起こすのに何かお金が余分にいるような話だったんですが、もう実態

としては基礎工事等が必要な工事というのは多分ないと思うんですが、何かこれから地中に障害物が掘り起こさないけんような状況というのは、もう少しそこから辺説明していただけませんか。

○議長（大河原昭洋） 國岡教育課長。

○教育課長（國岡厚志） 2月17日の総務委員会でも説明させていただいたんですが、本体の基礎工事は終わりつつあります。ただ、これからは外溝の工事のところでは進入路になるところですが、その支障になる構造物を撤去を見込んでおります。それと、これまでに支障となったものも含まれております。

○議長（大河原昭洋） 9番、岸本眞一郎議員。

○9番（岸本眞一郎） 今、進入路ということで多分表面の舗装とか、そういう部分だと思うんですが、余りそんなに地中物を掘り起こして大きなお金かけてせんでも、表面若干突き出ていればとらなければいけないでしょうが、今回の3,700万円、何か余りにも工事費が高くて何でこのように大きなお金がいるのか、ちょっとわかりにくいんですが。

○議長（大河原昭洋） 國岡教育課長。

○教育課長（國岡厚志） これも前回の総務常任委員会で説明をさせていただいたんですが、主に土木工事関係の増が先ほどの地中の支障物の状況であります。それと処分費であります。それと、残土処分につきまして再利用できない残土が発生したというのも説明をさせていただきました。大きな石等があつて残土として利用できないというものは処分ということでその処分費の増、それと別でネットワーク工事で建物の中のLANの配線であるとか、そういったものを全く予算に入ってませんでしたので、そのネットワークの関係で五百数十万円、それと電話回線等の関係、これもこれまでちょっと予算に計上しておりませんでしたので、それが百数十万円、そのほか植木の伐採の除去ですけど、そういった工事が含まれております。

○議長（大河原昭洋） ほかにありませんか。

11番、中野ゆかり議員。

○11番（中野ゆかり） 23ページのまちづくり推進費、智頭町住宅改修事業リフォーム補助金、これは実績としては何件あったんでしょうか。

○議長（大河原昭洋） 酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） 済みません。実績は今現在資料を持ち合わせておりま

せんけども、予算より少なかったということでございます。

○議長（大河原昭洋） 中野ゆかり議員。

○11番（中野ゆかり） これは、補助率が確か100分の15、上限15万円の補助金だったと思います。約300万円減額補正しているということは、約20件分は減額補正していることになります。20件といたらかなりの件数であります。従来であればリフォームの補助金というのは、住民の方が多数手が挙がっていた事業だったと記憶しておりますが、これだけ減額になった要因というのはどのようにお考えでしょうか。

○議長（大河原昭洋） 酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） 今年度のリフォーム助成におきましては、薄く広くといますか、額を少なくしてなるべく多くの方に利用していただくということで制度を変えております。当初はかなり申し込みがあるのかなと思っていましたけれども、そういったことがなかなか見込みとは違っていたのかなというふうに考えております。

ただ、来年度においても同じような制度の中で、もう1年度ぐらいは行ってみようというふうに考えておりますし、今年度の実績だけでなかなか検証するというのは難しいとは思いますが、周知等もしながら今後やっていきたいというふうには考えております。

○議長（大河原昭洋） 11番、中野ゆかり議員。

○11番（中野ゆかり） この補助金に関しましては、定住策としてはとても有効な補助金制度であると考えます。また、町内の大工さんやその他リフォームを手がける業者さんにとっても有効な補助金であります。ですから、再度この300万円の減額補正をしっかりと検証していただいて、住民の方が利用しやすい魅力的な補助金に来年度つくり上げるということは、重々必要なことだと私は考えております。来年も今年度と同様の方策でいくという今の答弁だったので、いささか不安ではあります。その点は、例えば来年度も同じような方針でいくけれども、実際ふた開けてみたら住民の方が手を挙げる人がいないということであれば、即、制度をもっと充実させるとか、そのようなお考えはないのか、お聞かせください。

○議長（大河原昭洋） 酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） 年度途中で制度を変えるというのは実際難しいという

ふうに思います。ですので、ことし1年目実行してきたわけですので、その辺のところは議員おっしゃるとおり検証していく必要があるのかなというふうには考えております。ただ、こちらのほうも周知不足というところも否めないのかなというふうには思っています。

1つの例といたしまして広報、告知端末等で放送した後に実はやってしまったというような方もいらっしゃいました。制度上やってしまってから、着工してからの補助はできないものですから、そういったことを考えると周知徹底というのも今後必要なのかなということは考えております。現在のところはこの制度をもう一年実行して、議員のおっしゃるとおり検証等をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（大河原昭洋） 11番、中野ゆかり議員。

○11番（中野ゆかり） また、同じくそのリフォーム助成に関しまして約20件分の補助金が残っているわけです。これというのは、例えば12月補正の段階で10件分減らしてみようかとか、不用額を上げないために努力というのをすべきではなかったんでしょうか。

○議長（大河原昭洋） 酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） 努力すべきではなかったのかということをおっしゃるとお思います。頻りに周知徹底をしないといけないというふうには思っていますので、その辺も含めて検証だというふうに認識しておりますので、また事業の周知の仕方等今後検討していきたいというふうに思います。

○議長（大河原昭洋） ほかにありませんか。

4番、河村仁志議員。

○4番（河村仁志） 本冊23ページ、まちづくり推進支援事業ですけども、まちづくり支援事業補助金の1,800万円の減ということなんですけど、概要書のほうには婚活の補助金が減ったとか、婚活で1,800万円も減るわけないと、ほかにどういった主要な事業と申しますか、手挙げの事業をされるところがなかったのか、ということが原因で高貴な減額になっているのかということよろしいでしょうか。

○議長（大河原昭洋） 酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） まちづくり支援事業に関しましては、智頭町まちづくり支援事業ということで団体さん等に対して最大1,000万円規模の助成制度

を設けております。これが2,000万円の予算の中で今年度は1件しかなかったというのが実績でございます。婚活につきましては4団体を予算要求しておいたんですけれども、1団体といったことで、主に大きなものはそのまちづくり支援事業の申請数が1件しかなく、その1件も200万円程度だったということでございます。

○議長（大河原昭洋） ほかにありませんか。

5番、高橋達也議員。

○5番（高橋達也） 同じページのこのまちづくりの19番の負担金補助及び交付金、面倒なのでちょっとまとめて言いますので丸でもしておいてください。

まず、2番目の智頭町UJIターン住宅支援事業補助金、当初600万円ほどで9月補正で200万円プラスしています。ところが今回140万円ほど減で、というのが事実であります。次の、太陽光、当初予算確か88万円、大部分の65万円減、今の2つ飛んで婚活のが当初80万円が60万円減、これもリフォーム飛ばして移住支援金、6月補正で200万円プラスなのに全額減、次の地域の空き家云々が9月補正で60万円計上したのに全額減。

細かい説明は結構なんですけど、単に実績減という総務課長の説明がありましたけども、なぜという理由、主な、単純な見込み間違いですより何かないでしょうか。ちょっとその辺を説明してください。

○議長（大河原昭洋） 酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） まずUJIターンにつきましては、これは本当に実績でございますので申し込みがなかったというところでございます。太陽光につきましては3件予算を確保していたんですけれども1件の申請ということで、なかなかこの太陽光につきましては問い合わせも年々少なくなっているのが現状でございます。

あとは、移住支援金と地域の空き家を活用したまちづくり支援事業補助金、補正でつけていただいております。この移住支援金につきましては、都市部の方が智頭町に移住してこられて起業した際の支援金ということで、県・国と連動した事業になっております。地域の空き家を活用したまちづくり推進事業補助金に関しましては、町内の空き家を活用する団体等がワークショップ等何かソフト的なイベントをする際に支援するというものでございましたけども、これも周知等が徹底できていなかったというところも反省すべきところではあるんですけども、

そこが一番大きなところではあるというふうに認識しております。

ただ、こういった移住支援金ですとか、空き家を活用したまちづくりの団体を、これからも育成していく必要があるという課題は大きく突きつけられているところでございます。今年度につきましては、確かに補正予算でつけていただいたにもかかわらず、この減額というような事態になっていたということはこちらも反省すべき点だなということで認識しております。

○議長（大河原昭洋） 5番、高橋達也議員。

○5番（高橋達也） いろんな事情で、特に国・県補助絡みのものはある程度おつき合い的なことが生じるのかもしれませんが、私もわかるわけですけども。見込みがある程度あってこそその補正だと思うので、恐らくその当時はそれなりにあったんじゃないですか。全くないのに計上するはずない。だから結果的に見込んだ相手方が何かの事情で取りやめになった、いいほうに考えれば。当初の計上されるときに精査というか、その辺が弱かったのかなと、結果的に一言言えば。また、新年度予算に向けて気をつけていただければと思います。

終わります。

○議長（大河原昭洋） そのほか、ございませんか。

9番、岸本眞一郎議員。

○9番（岸本眞一郎） 41ページから42ページ、小・中学校の情報通信ネットワーク整備事業で、当然これからパソコンが児童生徒1人当たり1台ずつ国のほうが配るような構想もあるようなので、その前にこのネットワークをきちんと整備するということが大変有効なんだと思うんですが、これから通信の中で5Gという通信速度の速いものが主流になってくるんですが、今回のこのネットワーク等にそういったところは構想に入っているんでしょうか、そこら辺どうでしょうか。

○議長（大河原昭洋） 國岡教育課長。

○教育課長（國岡厚志） 5Gは想定をしておりません。

○議長（大河原昭洋） 9番、岸本眞一郎議員。

○9番（岸本眞一郎） では、これからほぼ5Gが主力になってくるのが想定されるんですが、実際にまだまだ今は大都市圏なんですけど、これから随時地方に基地局が整備されて使えるようになってくるんですが、せつかくこれだけの予算つぎ込む中で、もうちょっと将来を見通して先行投資ということが必要なのではな

いでしょうか。また次の新しい通信が主流になったときに新しい経費をかけてまた構築するというようなことになると思うんですが、もう少しそこら辺考慮の余地があるような気がするんですが、今のところこの予算だからそういった対応ができないという事情があるのかどうか、そこら辺どうですか。

○議長（大河原昭洋） 國岡教育課長。

○教育課長（國岡厚志） 今回のこの事業ですが、昨年末に文科省のほうで急遽GIGAスクール構想ということで打ち出した事業でございまして、とてもそういった準備が、すごくタイトな中で準備をしております。それと、先ほど議員がおっしゃる5Gについては、今回は補助対象となっておりませんので、今回はまだいつ普及するかもちょっとわからない状態でありますので、今回は対象としておりません。

○議長（大河原昭洋） ほかにありませんか。

5番、高橋達也議員。

○5番（高橋達也） 35ページ、林業振興費の地域林政アドバイザー賃金。ちょっとこれに入る前に、先ほどの企画課のも一例で私さっき質問しましたけども、他の課にも同様な減額補正がたくさんあります。一々言いません、さっきの議論を通じて反省すべきことは反省していただければと思います。

この地域林政アドバイザー賃金、当初予算が290万円ほどあって、9月補正で一旦147万円減にしている。なおかつ今回また89万円ほど減に、どういう要因があったんですか、減にされた。

○議長（大河原昭洋） 山本山村再生課長。

○山村再生課長（山本 進） 今回の減額補正は、勤務実態に応じた減額ということで、大体週1回程度勤務ということでございます。一旦9月補正で洗ったんですけど、もともと当初予算ではフルタイム勤務ということで予算措置しております。従事してもらっている内容が森林経営計画の策定とか変更、あるいは新たな森林管理システムの稼働といったような部分で、職員であるとか、それから事業体への指導に携わっていただいています。余りべったり出てきてもらってということで、余り過度にアドバイザーに依存しとっては、いつまでたってもおせにならんということもあります。週1回ぐらいで出てきてもらって、職員もかなり自分で考えて行動できるようになってまいりました。ということで、少し長くなりましたが勤務実態に応じた減額ということであります。

以上です。

- 議長（大河原昭洋） 5番、高橋達也議員。
- 5番（高橋達也） わかりましたけども、余りアドバイザーさんを当てにせずということがありましたが、むしろせっかくお願いしているんだからどしどし使って、本人が他の業務でずっと勤められない事情があったら別ですよ。けど、ないんであればせっかくあてがっておられる優秀な方ですから、有効に使われたらいいかなという、これは意見です。
- 議長（大河原昭洋） ほかにありませんか。
- 9番、岸本眞一郎議員。
- 9番（岸本眞一郎） 29ページの子育て支援推進費の中で、森のようちえん保育料軽減事業補助金が減になって、多分これは森のようちえんも第2子以降は保育料無償になったということを受けてだったと思うんですが、そんなに人数が多くないのにこんだけ多くな金額が減になったというのはどういう要因でしょうか。
- 議長（大河原昭洋） 國岡教育課長。
- 教育課長（國岡厚志） 今年度10月から国の補助金が適用になったためでございます。
- 議長（大河原昭洋） ほかにありませんか。
- 11番、中野ゆかり議員。
- 11番（中野ゆかり） 31ページ、母子衛生費の産後ケア事業委託料、これはやわらかい風さんへの委託料かと思いますが、利用実績をお聞かせください。
- 議長（大河原昭洋） 小谷福祉課長。
- 福祉課長（小谷いず美） 利用実績はありません。
- 議長（大河原昭洋） 11番、中野ゆかり議員。
- 11番（中野ゆかり） 利用実績がないということの考えられる要因って、どのように感じておられますでしょうか。
- 議長（大河原昭洋） 小谷福祉課長。
- 福祉課長（小谷いず美） 要因としましては、要綱のほうに対象者を定めているんですが、育児不安が非常に強い方といいますか、こちらが心配する方、本人さんが心配される方というふうなことで、どなたでも利用できるというふうな事業ではなかった関係で、そういった方が産後ケアのショートステイ等を使うとい

うふうなことが必要性がなかったというふうなことになります。

○議長（大河原昭洋） 11番、中野ゆかり議員。

○11番（中野ゆかり） それも踏まえて来年度何かお考えでしょうか。来年度は来年度にしましょうか。答えられる範囲で、対象者を定めているので利用ができにくかったのであれば、それを来年度はもっと利用していただけるように、本当に困っている方がちゃんと利用できるようにすべきではないかなと思うのですが、その点をお聞かせください。

○議長（大河原昭洋） 小谷福祉課長。

○福祉課長（小谷いず美） 今年度の事業としましては、さっき申しましたように育児不安の強い方ということで、やわらかい風さん等のショートステイというふうなことなんですが、実際なかったということにつきましては、そういった不安な方というふうな方はなかった、あるいはそれまでにいろいろな形で訪問等いろんな支援をしておりますので、そういうふうなことで利用には至らなかったというようなことです。

来年度といいますか、令和2年度につきましては、まだ要綱のほうは同じ体制ですし、やわらかい風の供給体制といいますか、受け入れ体制自体も誰でも利用できるというふうな体制では難しいというふうなことで感じております。また、育みの郷といいますか、いのちねさん等のショートステイができたというふうな、受け入れ体制のほうが充実して誰でも使えるというふうなことになれば、また要綱等は考えていけないといけないかなと考えておりますが、今の現段階では今の要綱でというふうな形で考えております。

○議長（大河原昭洋） 4番、河村仁志議員。

○4番（河村仁志） 本冊36ページ、林業振興費の節の部分で言いますと負担金補助及び交付金、先ほどの高橋議員と似たようなことになってしまうんですが、質問内容が。全項目が全減額補正がかかっていまして、総額で2,304万6,000円。先般、若手林業担い手の皆さんと意見交換会をさせていただいたときに、どうしてもこの林業の若手の担い手の部分で、当初のイニシャルの部分とか次に使う制度の部分が非常に窮屈で、今やっている自伐型林業等々でもなかなか苦しい状況にあるというような意見が多々聞かれましたけども、もう少しこら辺の補助金とか交付金のところで、若手の方が手は出しやすい方法に次年度ぐらいいから考えていただけたらと思います。どうでしょう。

○議長（大河原昭洋） 山本山村再生課長。

○山村再生課長（山本 進） 事業によってハードルの高いもの、低いものがあるんですけど、例えば森林経営計画がないともらえない事業であるとか、そういうものがあるんですけど、来年度は新しい事業の中で全く新規で始められる方、そういった方にも扱ってもらえるようなハードルの低い、そういった事業も来年度当初予算で計上しておるところでございます。要するに段階を経て、最終的には自分で出荷者番号をとって、石谷の市場に自分の持っているだけ収益を上げていく、そういった担い手が育っていきけるような、そういった仕組みづくりといったことをこれからも考えていきたいと思っています。

以上です。

○議長（大河原昭洋） ほかにありませんか。

8番、谷口雅人議員。

○8番（谷口雅人） 41ページの事務局費で、県立養護学校通学費委託料22万4,000円、これ確かタクシーじゃなかったかと思うんですけど、これはすごい幅なんですけど、どういう原因でしょう。

○議長（大河原昭洋） 國岡教育課長。

○教育課長（國岡厚志） これにつきましては、委託先がシルバー人材センターに委託をしております。当初では2名の通学費の対象があったんですが、そのうち今年度利用されたのが1名となったため、その相当額を今回減額をしております。

○議長（大河原昭洋） 8番、谷口雅人議員。

○8番（谷口雅人） その1名はどういうふうになったんですか。

○議長（大河原昭洋） 國岡教育課長。

○教育課長（國岡厚志） 個人で通われたということです。

○議長（大河原昭洋） ほかにありませんか。

11番、中野ゆかり議員。

○11番（中野ゆかり） 33ページの農業振興費、下から2番目の自然栽培新規就農者育成支援事業補助金ですが、これ結局自然栽培の新規就農者2名分が使われてないということでしょうか。

○議長（大河原昭洋） 山本山村再生課長。

○山村再生課長（山本 進） 当初予算で新規2名を見込んでおりました。それ

なりに予算を組むときは候補者はあったんですが、ちょっと本業との兼ね合いとかいろいろ考えられて、最終的には新規の就農には至らなかったということであります。

今、3年目の方が1名といったような状況であります。自然栽培のグループの中でも、こういう制度があるので活用しませんかという声かけはさせてもらってますが、なかなかそこまで至っていないというのが実情であります。

以上です。

○議長（大河原昭洋） ほかにありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。
次に、繰越明許費から公債費の補正までの質疑を行います。
質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。
最後に、再度一般会計全般にわたっての質疑を行います。
質疑はありませんか。
9番、岸本眞一郎議員。

○9番（岸本眞一郎） 図書館費のところの財源で、その他。多分これ教育施設整備基金だったものを、これを減らして地方債に振りかえたというぐあいに受け取れるんですが、ここの理由はどういうものだったんでしょうか。

○議長（大河原昭洋） 國岡教育課長。

○教育課長（國岡厚志） 議員おっしゃる当初の予定ではそのようにしておりましたが、やはり過疎債を利用すれば7割が交付税算入されるということもありまして、今の時点ではなるべく有利な財源を利用してこの事業を進めたほうがよいという判断で、この補正の理由とさせていただきます。

○議長（大河原昭洋） 9番、岸本眞一郎議員。

○9番（岸本眞一郎） じゃあ当初からそういう見通し、財源構成でもよかったんじゃないでしょうか。私は、これまでせつかく目的基金である教育施設整備基金を、これまで中学校や保育園も余り使わなかったと。やっと図書館で使ったかな。多分、今後この教育関係で大きな投資が控えているということであれば、こういうこともあるんでしょうが、やはり目的を持った基金を使って、少しでも起

債残高を減らしていく。結局今、起債償還額が6億円、これからすぐに9億円台になっていく。なのに、起債残高が減らない状況が続くのではないかなと心配するんです。

これは、担当課だけじゃなしに、財政の判断というものが大きいでしょうから、もっとそこら辺財政のあり方を考えていかんと、何のために基金を積み立てていくのかなというちょっと疑問もわきます。ただ、予算概要のところにある起債残高を、まだ少し下がるのを抑えるためにというようなことであっては大変だなというぐあいと思うんですが、担当課より財政担当のほうでちょっと答えていただけませんか。

○議長（大河原昭洋） 矢部総務課長。

○総務課長（矢部 整） その件に関しましては、先般の全員協議会の中でも若干触れさせていただきましたが、当初は起債ということじゃなしに繰り入れということを考えてました。これは1つは過疎債の借入枠がなかなか割賦があったもので、全てが借り入れられないという可能性があったということ。それともう一つは、先ほど議員が言われたように起債額を圧縮したいということがもう一つの目的でございます。

その中で、過疎債の追加ということの起債の協議をした結果、智頭町に回せる部分がまだあるよということになったもので、それであればせっかくの、先ほど教育課長が説明しましたように、7割の交付税算入があるということで、そちらのほうを使ったほうがいいのではないかという判断をしたところで、このたびはこの財源の組みかえをしたところでございます。

○議長（大河原昭洋） 9番、岸本眞一郎議員。

○9番（岸本眞一郎） 今回トータルとして補正で増になったものがざっと1億7,000万円、減となったものが2億4,000万円ということで、非常に減になったものが多い。同僚議員からもあったように、やっぱり予算の精度というものが問われてくるという気がするんです、こういう観点から見て。やっぱりもう少し予算の精度を高めると、繰入金もそんなに多く入れなくても済む、起債も起こさなくても済むということがあるんで、もう少しここら辺の予算の立てるときの精度というものが必要なのではないかというぐあいと思うんですが、その辺はどうでしょう。

○議長（大河原昭洋） 矢部総務課長。

○総務課長（矢部 整） 補正予算の関連質問ということでお答えをさせていただきますが、当初予算の段階においては当然、特に補助金関係、委託料関係については見込みの数字を申し上げた上で、その根拠を担当課に示してもらいながら査定をしているところでございます。その妥当性は、その時点では数字に件数等々についての妥当性は認めた上でつけております。ただ、ある程度新しい事業、新しい補助金等々については期待を込めた上での、例えば移住定住等々については、やはりそれだけの頑張っていたきたいということも含めた予算の貼りつけもしておりますので、若干件数、それから金額もボリュームが上がっているところもあります。その関係で、結果となっては減額となることもあろうかと思いますが、そのあたりについてはご理解をいただきたいと考えております。

○議長（大河原昭洋） 9番、岸本眞一郎議員。

○9番（岸本眞一郎） 成立した予算というのは、町民にとっては自分たちの財産なんですね。それが執行されないということは、自分たちにとっては大きな意味で損失になると。そういうことがないように、本来なら成立した予算が十分に100%使われるような仕組みというのが必要ではないかという気がするんです。事業によっては、本当はもっと予算が欲しいんだけど限られた予算の中でやりくりして、自分ところはこんだけしかもらえなかったという事業も多分あると思うんです。本来なら、余ったところからそっちに回せるような仕組みというか、そういうこともやりくりができると、住民にとっては満足度も高い予算執行になるというような気がしますので、十分この補正の結果というものをこれからに生かしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（大河原昭洋） 矢部総務課長。

○総務課長（矢部 整） 先ほども担当課長が答弁したように、その点については例えば執行方法、周知方法等反省すべき点はあろうかと思えます。つけた予算は全て執行されたほうが町民の皆さんには当然幸せなわけですので、周知方法であるとか、募集方法等についてももう少し頑張っていくようにやっていきたいと考えております。

○議長（大河原昭洋） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

日程第40、議案第14号 令和元年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の補足説明を求めます。

小谷福祉課長。

○福祉課長（小谷いず美）

議案第14号 令和元年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）です。

補正予算書50ページをごらんください。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ768万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億1,176万2,000円とします。

歳出につきましては、57ページをごらんください。総務費、保健事業費、諸支出金を決算見込みにより減額補正しております。

歳入につきましては、56ページをごらんください。主に県支出金、基金繰入金、繰越金で調整しております。

以上です。

○議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

日程第41、議案第15号 令和元年度智頭町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）の補足説明を求めます。

藤森水道課長。

○水道課長（藤森啓次） 議案第15号 令和元年度智頭町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）であります。

歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ99万4,000円減額し、その総額を1,105万7,000円とするものであります。

内容につきましては64ページ、歳出をごらんいただきたいと思います。役務費で99万4,000円、これはまいとしではございますが、水質検査機関のわかりやすく言うと値引きでございまして、まいとしでございます。検査機関の減でございます。

それに合わせまして歳入のほうも63ページでございますけども、給水使用料、

一般会計繰入金ともに振り分けて99万4,000円を減額しております。

以上です。

○議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

日程第42、議案第16号 令和元年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）の補足説明を求めます。

江口税務住民課長。

○税務住民課長（江口礼子） 補正予算書65ページをごらんください。

議案第16号 令和元年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

歳入歳出の総額にそれぞれ22万5,000円を増額しまして、総額が524万5,000円としています。

まず、歳入について説明させていただきます。70ページをごらんください。

決算見込みによりまして、住宅新築資金貸付収入等、それぞれの収入を調整しております。

次に71ページの歳出についてでございますけれども、貸付金収入等の決算見込みによりまして一般会計への繰出金も含め調整をしております。

以上です。

○議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

日程第43、議案第17号 令和元年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）の補足説明を求めます。

江口税務住民課長。

○税務住民課長（江口礼子） 補正予算書72ページをごらんください。

議案第17号 令和元年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）

でございます。

歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,011万5,000円を減額しまして、総額2億9,731万6,000円とするものです。

まず、歳出についてでございますけれども、79ページをごらんください。ストックマネジメント基本計画の変更による減額を行うとともに、ゆめが丘の下水道管敷設工事の減額のほか、決算見込みにより減額をしております。

歳入につきましては、78ページのとおり、国庫補助金の減額、一般会計繰入金及び町債の減額をしております。

以上です。

○議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

日程第44、議案第18号 令和元年度智頭町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）の補足説明を求めます。

江口税務住民課長。

○税務住民課長（江口礼子） 補正予算書82ページをごらんください。

議案第18号 令和元年度智頭町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）でございます。

歳入歳出予算の総額からそれぞれ748万2,000円を減額し、総額3億3,544万3,000円としています。

89ページ、歳出でございますけれども、7月西日本豪雨災害に伴う管路敷設工事について、河川護岸工事の進捗状況により今年度はできなかったため減額をしております。また、そのほか決算見込みによりまして調整を行っております。

歳入では、88ページのとおり、県支出金・補助金、一般会計繰入金、町債を減額しております。

以上です。

○議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

日程第45、議案第19号 令和元年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）の補足説明を求めます。

小谷福祉課長。

○福祉課長（小谷いず美） 議案第19号 令和元年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）でございます。

補正予算書92ページをごらんください。

歳入歳出の予算の総額から歳入歳出それぞれ232万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億9,156万4,000円とするものです。

歳出につきましては、100ページをごらんください。主なものとしましては、東部広域行政組合介護認定負担金の実績見込みに伴う増額と、介護予防サービス事業費の実績見込みに伴う増額を措置しています。その他実績見込みに伴う各減額措置のほうも行っております。

歳入につきましては、97ページをごらんください。財源につきましては、国、県、基金のルール分と一般会計からの繰入金で調整しております。

以上です。

○議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

日程第46、議案第20号 令和元年度智頭町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の補足説明を求めます。

小谷福祉課長。

○福祉課長（小谷いず美） 議案第20号 令和元年度智頭町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）です。

補正予算書104ページでございます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ184万1,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9,122万円とするものです。

歳出につきましては、110ページをごらんください。歳出は後期高齢者医療

広域連合納付金の増額と保険料還付金の見込みの減額を行っております。

歳入につきましては、109ページをごらんください。財源につきましては保険料、繰入金、諸収入で調整しております。

以上です。

○議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

日程第47、議案第21号 令和元年度智頭町水道事業会計補正予算（第3号）の補足説明を求めます。

藤森水道課長。

○水道課長（藤森啓次） 補正予算書1ページでございます。

議案第21号 令和元年度智頭町水道事業会計補正予算（第3号）であります。

資本的支出、この額を5,448万1,000円減額いたしまして、当初予算9,199万2,000円から3,751万1,000円に減額するものでございます。

内容につきましては、3ページのほうに書いております。ほぼ工事請負費でございまして、備考に書いてございます第2水源地取水施設改良工事費分の減、老朽管更新工事費分の減ということになっておりまして、総務委員会でも若干説明させていただきましたが、県と同時進行の工事であったため、今回同時進行がちょっと難しいということで、来年度以降に見送りということになって減額をさせていただくことになりました。

以上でございます。

○議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

日程第48、議案第22号 令和元年度智頭町病院事業会計補正予算（第3号）の補足説明を求めます。

矢部病院事務部長。

○病院事務部長（矢部久美子） 失礼いたします。

議案第22号 令和元年度智頭町病院事業会計補正予算（第3号）でございます。

予算書1ページをごらんください。

収益的支出のうち、病院事業費用の補正額及び総額に増減はございませんが、
項の医業費用を566万7,000円減額し、同額を訪問看護事業費用に組みか
えるものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、高橋達也議員。

○5番（高橋達也） 一般会計から370万円ほど繰り出ししているんですけど、
例えば2ページの表ではどこにそれが当たってますでしょうか。

○議長（大河原昭洋） 矢部病院事務部長。

○病院事務部長（矢部久美子） 2ページですか。2ページにはこれは該当する
項目がございませんが。

○議長（大河原昭洋） 一般会計の370万円ぐらいの繰り出しがありますか。あ
れはどこに当たるのかという、そこをちょっとお示しいただけますか。

○病院事務部長（矢部久美子） はい。そうしましたら、ページ数が8ページの
ほう、損益計算書になります。これの7番、医業外収益の負担金交付金のところ
になります。

○議長（大河原昭洋） 5番、高橋達也議員。

○5番（高橋達也） ようわからんですけど、今の8ページの7の（2）の負担
金交付金の3,896万2,000円の中に入っているということで、支出は特
定できんということですか。

○議長（大河原昭洋） 矢部病院事務部長。

○病院事務部長（矢部久美子） 智頭病院の一般会計からの繰入額は、最初から
その370万円の福祉課からの繰入額を含んだ総額で予算を立てております。し
たがいまして、今回の補正にはそこは含まれておりません。

- 議長（大河原昭洋） 5番、高橋達也議員。
- 5番（高橋達也） 一般会計から病院のために使うって375万ほど支出がありますから、今回の病院の会計のどこかの補正でそれが入っているのかなという単純なことなんですけど。
- 議長（大河原昭洋） 矢部総務課長。
- 総務課長（矢部 整） 提案理由等の中でも若干触れましたが、当初の繰り出しを算定したときに、繰り出しについては国の繰り出し基準に基づいて算定をしておるわけですが、その後算定が誤りがあったということで病院のほうから申し出があって、1年かけてその算定をもう一度やり直した結果、この三百幾らというものが繰出金で繰り出すべき金額であるということです。先ほど議員が質問された歳出の中でそれがどちらのほうでふえているのかということではなしに、歳入が本来町のほうの繰出金が措置するべき金額が、当初算定の中で措置されていなかったというのが実態でございます。
- 議長（大河原昭洋） 5番、高橋達也議員。
- 5番（高橋達也） はっきりよくわからんところですけど、会計上は間違いはないということですね。わかりました。
- 議長（大河原昭洋） 自治体病院の負担がちょっと金額の計算が間違っていたということで。
- ほか、ございませんか。
- 11番、中野ゆかり議員。
- 11番（中野ゆかり） とても小さな数字の間違いを気づいてしまったので、この議案が先決なもので今、発言させていただきます。
- 5ページの手当の内訳の期末手当、一番下です。期末手当、ここ比較が8ではないですかね。9じゃなくて8かなと思ひまして。
- 議長（大河原昭洋） 矢部病院事務部長。
- 病院事務部長（矢部久美子） ご指摘ありがとうございます。そのとおりです。
- 議長（大河原昭洋） ほかにありませんか。
- （「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。
- 日程第49、議案第43号 工事請負契約の締結についての補足説明を求めます。

酒本企画課長。

- 企画課長（酒本和昌） 議案書42ページをごらんいただきたいと思います。
議案第43号 工事請負契約の締結について。

これは、工事請負契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項の規定により本議会の議決を求めるものでございます。

工事名、智頭町立富沢コミュニティセンター新築工事。工事場所、智頭町大字新見。請負金額、9,350万円。契約の相手方、智頭町大字市瀬1478番地5、株式会社寺谷組 代表取締役 平尾義之。契約方法、指名競争入札。

以上でございます。

- 議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

これで、補足説明及び質疑を終わります。

暫時休憩します。

議員の皆さんは全協室で議案に対する部分を確認させていただきたいと思います。

休 憩 午後 3時44分

再 開 午後 4時15分

- 議長（大河原昭洋） 休憩前に引き続き会議を開きます。

矢部総務課長。

- 総務課長（矢部 整） 議案第13号の修正に関する発言の許可をいただきますようお願いいたします。

- 議長（大河原昭洋） 提案のありました議案第13号の修正について、総務課長より発言を認めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（大河原昭洋） 異議なしと認めます。

それでは発言を認めます。

矢部総務課長。

- 総務課長（矢部 整） 提案をしております議案第13号 令和元年度智頭町

一般会計補正予算（第6号）の予算書の一部について、修正をお願いしたいと考えております。

修正の部分につきましては6ページの繰越明許費でございます。その中の10、教育費、4、社会教育費、新図書館建設事業につきまして、皆さんのお手元にお配りしておる修正案のとおり修正いただくようによろしくお願いいたします。

以上であります。大変申しわけありません。

○議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

修正案について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

お手元に配付の修正案のとおり、修正することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 異議なしと認めます。

よって、修正案のとおり修正することに決定いたしました。

日程第39、議案第13号 令和元年度智頭町一般会計補正予算（第6号）の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立 10名）

○議長（大河原昭洋） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第40、議案第14号 令和元年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 10名)

○議長(大河原昭洋) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第41、議案第15号 令和元年度智頭町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大河原昭洋) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 10名)

○議長(大河原昭洋) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第42、議案第16号 令和元年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大河原昭洋) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 10名)

○議長(大河原昭洋) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第43、議案第17号 令和元年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大河原昭洋) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 10名)

○議長(大河原昭洋) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第44、議案第18号 令和元年度智頭町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大河原昭洋) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 10名)

○議長(大河原昭洋) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第45、議案第19号 令和元年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大河原昭洋) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 10名)

○議長(大河原昭洋) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第46、議案第20号 令和元年度智頭町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大河原昭洋) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 10名)

○議長（大河原昭洋） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第47、議案第21号 令和元年度智頭町水道事業会計補正予算（第3号）の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立 10名）

○議長（大河原昭洋） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第48、議案第22号 令和元年度智頭町病院事業会計補正予算（第3号）の討論を行います。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立 10名）

○議長（大河原昭洋） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第49、議案第43号 工事請負契約の締結についての討論を行います。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立 10名）

○議長（大河原昭洋） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第50. 陳情について

○議長（大河原昭洋） 日程第50、陳情についてを議題とします。

今期定例会において、本日までに受理した陳情はお手元に配付しております陳情文書表のとおりであり、所管の常任委員会に付託しましたので報告します。

お諮りします。

各委員会審査等のため、3月10日から3月17日までの8日間を休会としたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 異議なしと認めます。

よって、3月10日から3月17日までの8日間を休会としたいと思います。

3月9日は午前9時から本会議を開き、一般質問を行います。

休会中は委員会等を開き、付託案件の審査等をお願いいたします。

来る3月18日は本会議を開き、各委員会の報告を求め、質疑、討論並びに採決を行います。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散 会 午後 4時22分

地方自治法第123条第2項の規定により次に署名する。

令和2年3月6日

智頭町議会議長 大河原 昭 洋

智頭町議会議員 河 村 仁 志

智頭町議会議員 高 橋 達 也